

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (土壤汚染関係) の手引き

～条例の概要及び手続きについて～

令和7年4月
神奈川県環境農政局環境部環境課

目次

1 県条例における土壤汚染関係の規制の概要について	
1.1 概略及び土壤汚染の基準	p 3
1.2 規制の概要	p 6
1.2.1 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地に関する規制	p 6
1.2.2 土壤汚染対策法の対象となる土地に関する規制	p10
1.2.3 その他、土壤汚染が判明した土地や土壤に関する規制等	p12
1.3 特定有害物質の製造、使用、処理又は保管の考え方	p15
2 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地に関する規制について	
2.1 規制の概要	p18
2.2 使用状況等の記録の管理（事業所の操業中の点検・記録義務）	p19
2.3 事業所廃止時の調査・手続き義務	p26
2.4 土地の区画形質変更時の調査・手続き義務	p29
2.5 土地の譲り渡し等を行う際の義務	p36
2.6 義務の適用除外	p37
2.7 義務不履行者に対する勧告等	p38
2.8 特定有害物質使用地等で自主調査を行った場合の扱い	p39
3 よくあるQ&A	p40
4 相談窓口及び手続きの一覧等	
4.1 相談窓口一覧	p49
4.2 手続き一覧	p50

4.3 様式	p53
4.4 手書き用チェックシート	p64

5 参考資料

5.1 用語	p76
5.2 土壌汚染対策法と県生活環境の保全等に関する条例の比較	p81
5.3 神奈川県における土壌・地下水汚染に関する法・条例等の制定経緯	p85
5.4 ダイオキシン類特定施設の一覧	p89
5.5 生活環境の保全等に関する条例・施行規則(土壌関係抜粋)	p90
5.6 その他、参考資料	p107

はじめに

土壤汚染は、典型7公害のひとつとして、環境基本法に「公害」として位置づけられています。

平成15年2月15日から、市街地における土壤汚染対策について規定した**「土壤汚染対策法」**が施行され、全国的な土壤汚染対策の仕組みができました。

神奈川県では、土壤汚染対策法が制定される以前から、**「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」**で、土壤汚染について取り組んできています。

この神奈川県生活環境の保全等に関する条例（土壤汚染関係）の手引きは、神奈川県（横浜市、川崎市を除く。）における土壤汚染に関する規制等について、事業者及び行政がとるべき事項をまとめたものです。

みなさんの土壤汚染に対する取り組みの助けになれば幸いです。

なお、土壤調査及び措置等の具体的な内容については、「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」（以下**「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針」**という。）に規定がありますので、併せて参照ください。

1 県条例における土壤汚染関係の規制の概要について

1. 1 概略及び土壤汚染の基準

土壤汚染対策法（以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の適用関係を大まかに示すと図1のようになります。また、県条例における規制対象物質は、特定有害物質26物質とダイオキシン類の計27物質で、特定有害物質については、法に定める特定有害物質と同じ物質で、対象物質と基準値は表1（p5）のとおりです。

土壤が汚染されているかどうかは、目で見ただけでは分からため、確認するためには土壤を調査する必要があります。これらの法令では、土壤汚染が存在する可能性が比較的高いと認められる土地について、一定の契機を捉えて土壤の調査等を行う義務を課しています（図中②、③の土地）。その結果、汚染が判明した土地には、公害防止のために必要な規制を課しています（図中⑤、⑥の土地）。

また、近年では、法令に拠らずに、法令に準じた方法で行われた自主的な調査により土壤汚染が判明するケースも多く見られていることから（図中④の土地）、県条例では、そのような土地を含めた土壤汚染が判明している土地に対して公害防止のための努力規定等を設けています。

なお、横浜市と川崎市については、市の条例に土壤汚染に関する規定が設けられているため、両市内の土地には県条例は適用されません。

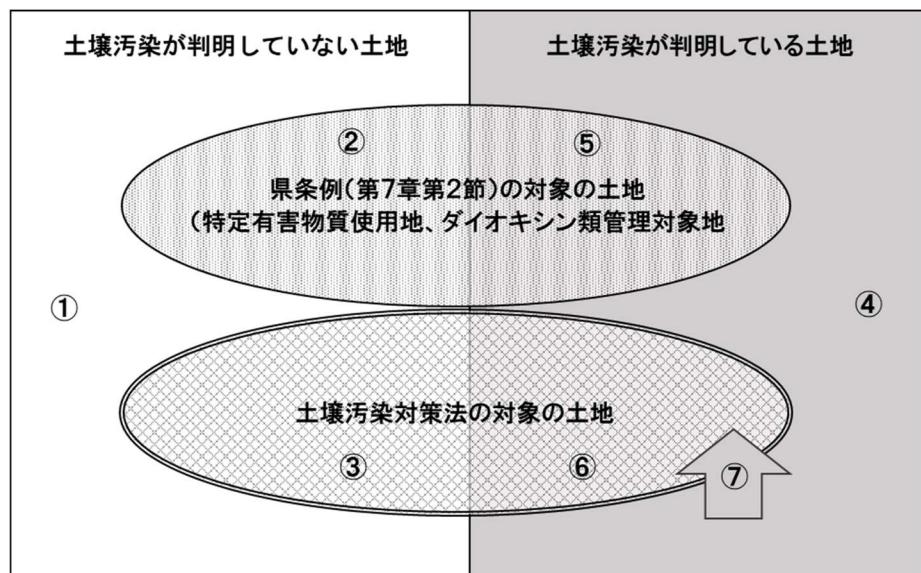


図1 法及び県条例の適用関係の概略

（図中①）

土壤汚染が判明していない土地で、土壤汚染対策法又は県条例により土壤調査の実施が求められない土地です。

このような土地で自主的に土壤調査を行い、その結果、土壤汚染が判明した場合は、④の土地として扱われます。

（図中②）

県条例第7章第2節に規定する「特定有害物質使用地」及び「ダイオキシン類管理対象地」がこれに当たります（詳細は、p6参照）。

事業所の廃止時や土地の区画形質変更を行う際に手続きや調査の実施が求められる場合があります。

(図中③)

土壤汚染対策法に基づき土壤調査の実施が求められる土地です。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が設置されていた事業所の敷地や、法第4条第1項に基づく届出（一定規模以上（3,000 m²以上。操業中の有害物質使用特定事業場にあっては900 m²以上）の土地の形質変更時の届出）により、知事等から土壤の調査命令が発出された土地等がこれに当たります。

なお、土壤汚染対策法に基づき土壤調査を行い、土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染が判明した場合は、県条例第62条の2に基づき、当該土壤汚染による地下水への影響を調査する必要があります。

(図中④)

土壤汚染対策法又は県条例に基づかない調査（法令に準じた方法により行われた調査）により土壤汚染が判明した土地です。

このような土地で土地の区画形質変更を行う場合や、土地を譲渡等する場合、当該土地から汚染土壤を搬出する場合については、県条例第58条～第58条の5により公害発生の防止に努める必要があります。

また、当該土壤汚染により周辺地下水汚染が発生している場合又は人の健康に関する被害が生ずるおそれがある場合については、県条例第113条の6又は土壤汚染対策法第5条の規定により、措置等が求められる場合がありますので、行政へ情報提供をして必要な助言や指導を受けるようにしてください。

なお、⑦のとおり土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請を行い、区域指定された場合は、土壤汚染対策法の対象地(⑥)として扱われます。

(図中⑤)

県条例に基づく調査により土壤汚染が判明した土地です。

土地の区画形質変更を行う場合には、各種手続きや公害防止対策の実施及び周辺地域への周知が必要となるほか、土地の譲渡等に際して記録の交付等の義務が発生します。（詳細は、p35～37参照）

また、④と同様に、当該土壤汚染により周辺地下水汚染が発生している場合又は人の健康に関する被害が生ずるおそれがある場合については、県条例第113条の6又は土壤汚染対策法第5条の規定により、措置等が求められる場合があります。

(図中⑥)

土壤汚染対策法に基づく調査により土壤汚染が判明した土地で、同法に基づき「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」として指定されます。

その場合、同法に基づき、措置の実施や、土地の形質変更に伴う各種手続きを行うこと及び法に定められた基準を遵守する必要があるほか、当該形質変更の内容について県条例第60条の2に基づく周辺地域への周知を行う必要があります。

(図中⑦)

土壤汚染が判明した土地のうち、土壤汚染対策法の対象外の土地（⑥以外の土地）については、土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請（任意）を行うことにより、土壤汚染対策法の対象地(⑥)として扱われる場合があります。

INFO

【土壤汚染対策法と条例の双方で対象とする土地に係る規制の合理化】

令和2年10月の条例改正により、法及び県条例の双方で対象とする土地に係る規制の合理化を図る観点から、法に基づく廃止時調査の義務がかかる土地の条例による調査及び報告、並びに法に基づき管理される土地の形質変更の条例による届出を不要としました。

表1 条例の規制対象物質及び基準値の一覧

特定有害物質の種類		溶出量の基準 (mg/L)	含有量の基準 (mg/kg)	主な別名、慣用名など	元素記号など
特定有害物質(第二種) 12物質	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	トリクレン、T C E	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	パークレン、P C E	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	メチレンクロライド(MC)、塩化メチレン、D C M	
	四塩化炭素	0.002 以下	—		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	塩化ビニリデン	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	メチルクロロホルム(MC)、T C A、トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロパン(農薬)	0.002 以下	—	D-D(ディーディー)	
特定有害物質(第二種) 9物質	ベンゼン	0.01 以下	—	ベンゾール	
	クロロエチレン	0.002 以下	—	塩化ビニル、塩化ビニルモノマー	
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	～カドミウム	Cd
	シアノ化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアノとして)	シアノ化～、～シアノ、青酸～	CN
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	～鉛	Pb
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	クロム酸～、重クロム酸～	Cr
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	亜ヒ酸～、～アルシン ～アルシン～、	As
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下かつアルキル水銀が検出されないと	15 以下	～水銀、ネスラー試薬、 ～ル水銀	Hg
特定有害物質(第三種) 5物	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	亜セレン酸～、セレン化～	Se
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	～ほう素、～ほう酸～	B
	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	～ふつ化～、～フルオロ～	F
	有機りん化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)(農薬)	検出されないこと	—		
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	P C B	
特定有害物質(第三種) 5物	チウラム(農薬)	0.006 以下	—	チラム	
	シマジン(農薬)	0.003 以下	—	C A T	
	チオベンカルブ(農薬)	0.02 以下	—	ベンチオカーブ、 S A T U R N (サターン)	
ダイオキシン類		—	1,000pg-TEQ/g 以下 (調査指標値: 250pg-TEQ/g 以下)	D X N	

(注) 土壌溶出量基準に適合しないことが判明した土壌については、その後に薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように当該土壌の性状を変更して基準に適合する状態にした場合であっても、基準に適合しないものとみなされます。

1. 2 規制の概要

1.2.1 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地に関する規制

(1) 規制対象となる土地

県条例では、特定有害物質使用地及びダイオキシン類管理対象地について、一定の契機を捉えて土壤調査を実施すること等の義務を定めています。

表2に特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地及びこれらに関連する用語の内容を示します。また、図2及び図3に特定有害物質使用地等に該当するかどうかを判定する際の目安をチャート形式で示しますので、参考としてください。

表2 用語の説明（特定有害物質使用事業所 等）

特定有害物質使用事業所	<p>平成10年4月1日（条例施行日）以降に特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所</p> <p>なお、平成10年4月1日以降に特定有害物質を使用等していなくても、それ以前に特定有害物質を使用等しており、平成10年4月以降も当該事業者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、特定有害物質使用事業所とみなされます。</p> <p>※「製造」、「使用」、「処理」、「保管」の考え方については1.3(p15)を参照</p>
特定有害物質使用地	<p>次のいずれかに該当する土地</p> <ul style="list-style-type: none">・特定有害物質使用事業所の敷地・特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地・特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地
ダイオキシン類管理対象事業所	<p>平成16年10月1日（改正条例施行日）以降にダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（一定規模以上の廃棄物焼却施設等）を設置する事業所</p> <p>なお、平成16年10月1日以降に特定施設を設置していないなくても、平成12年1月15日（ダイオキシン類対策特別措置法施行日）以降に設置していたことがあり、平成16年10月1日以降も当該事業者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）が当該事業所の敷地である土地を所有又は占有している場合は、ダイオキシン類管理対象事業所とみなされます。</p> <p>※ダイオキシン類に係る特定施設については、5.4(p89)を参照</p>
ダイオキシン類管理対象地	<p>次のいずれかに該当する土地</p> <ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類管理対象事業所の敷地・ダイオキシン類管理対象事業所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地・ダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地

【事業所】

事業所とは、一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている場所を指します。

その際、営利、非営利であるか又は個人、法人であるかは問わず、果樹園、畜舎、店舗、学校、公共施設等もすべて含まれます。

【事業所の敷地】

事業所の敷地は、一連として利用される事業所の区域全体を指し、建築物が設置されている場所に限定されません。

なお、公道、私道、水路、緑地帯、フェンス、壁等により外見上明確に区分されている土地については、区分された両側の土地が別々の事業所とみなせる程度に事業の関連性が低い場合、一連として利用されているものとは扱いませんが、例えば区分された両側の土地が配管等により接続され、一体の生産プロセスを形成しているような場合等については、一連として利用されているものと扱います。

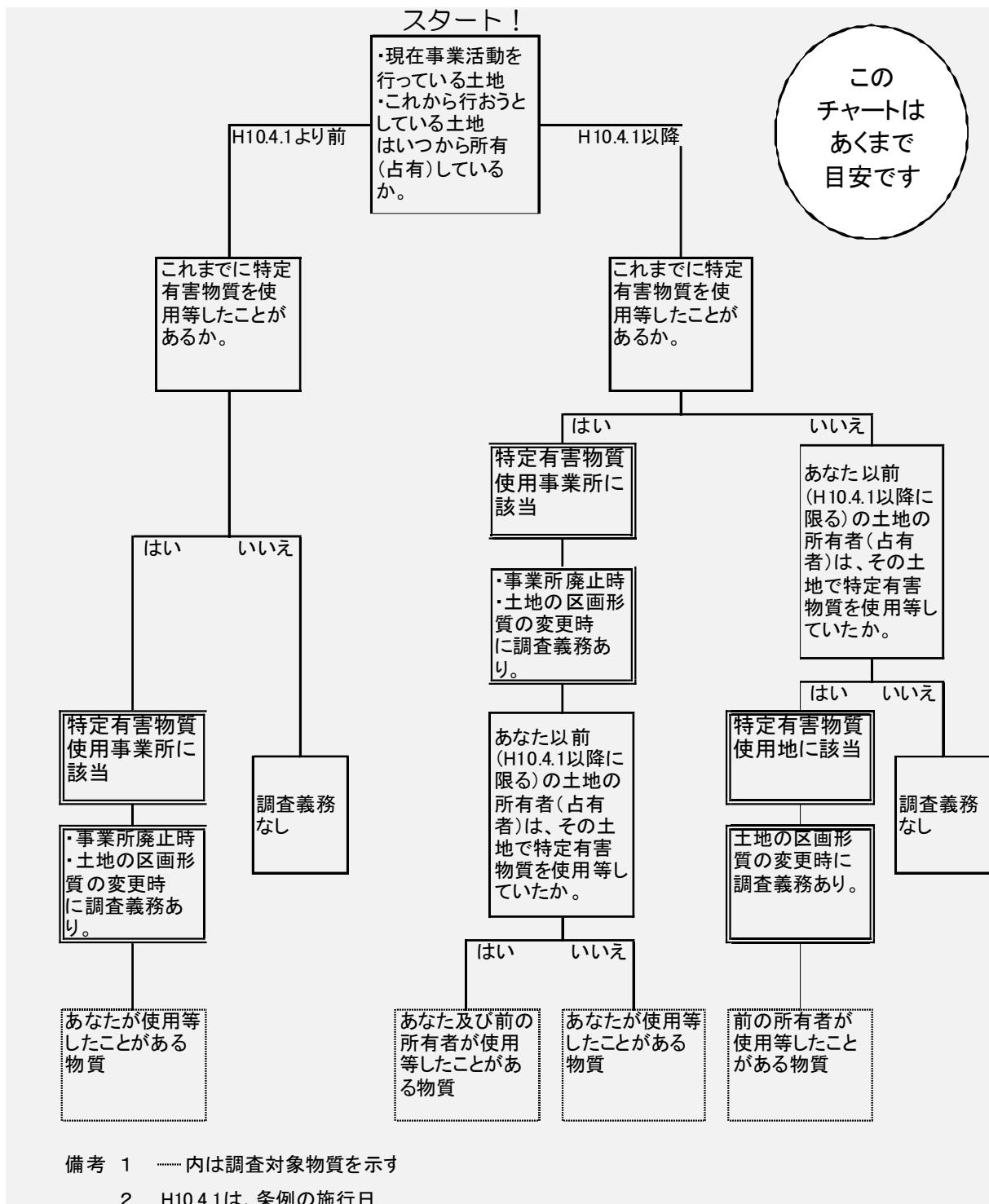


図2 特定有害物質使用事業所及び特定有害物質使用地の判定フローチャート

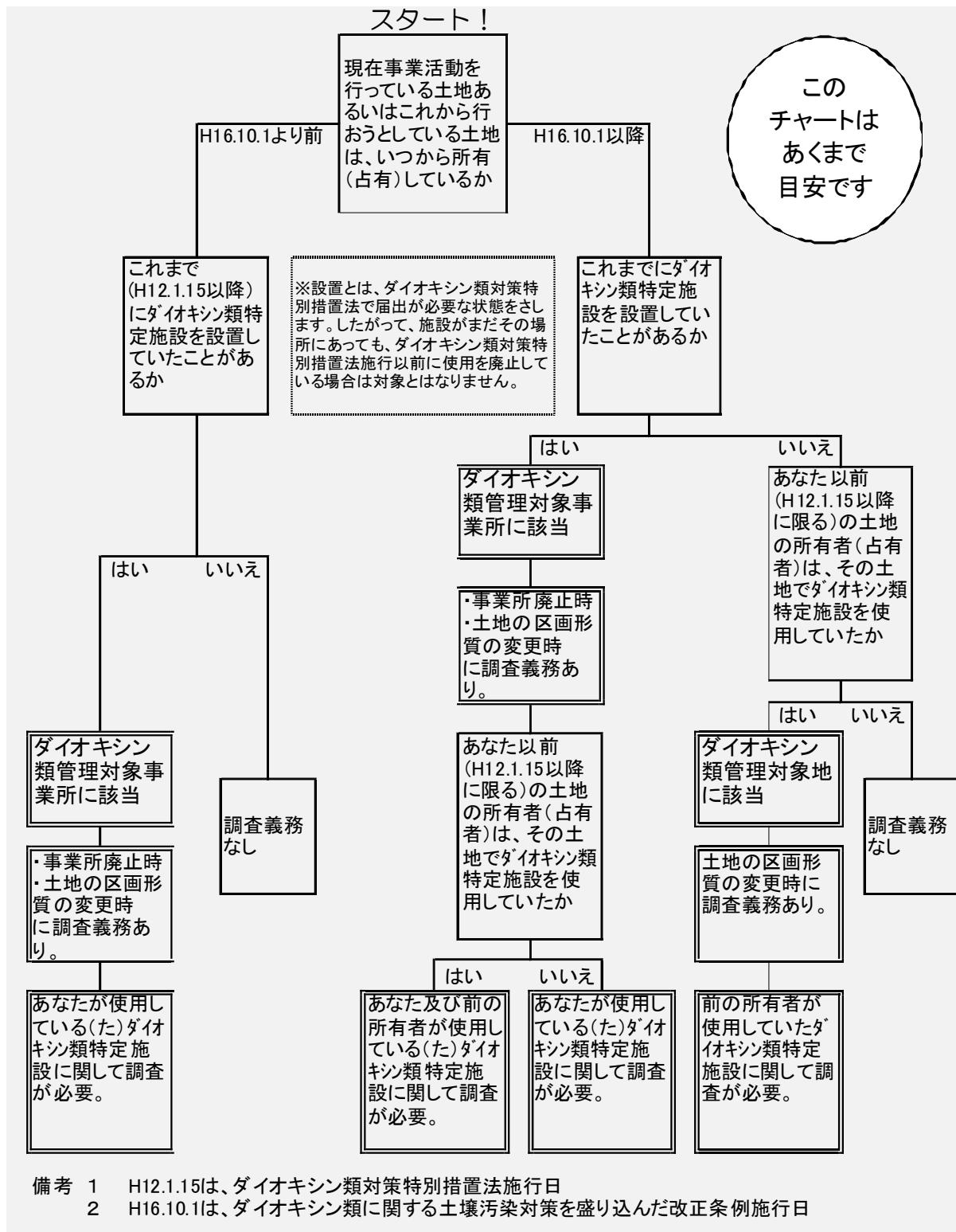


図3 ダイオキシン類管理対象事業所及びダイオキシン類管理対象地の判定フローチャート

(2) 規制の内容

特定有害物質使用事業所、特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象事業所、ダイオキシン類管理対象地に係る規制の内容は、2 (p18 以降) を参照ください。

1.2.2 土壤汚染対策法の対象となる土地に関する規制

(1) 土壤汚染による地下水への影響の調査（県条例第 62 条の 2）

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査において土壤汚染が判明した場合（土壤溶出量基準に適合しない場合に限る。）は、県条例第 62 条の 2 により、当該調査を実施した者に対して当該土壤汚染による地下水への影響の調査を実施し、調査結果を知事（一部の権限移譲市*においては市長）に報告するよう定められています。

*相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の 8 市

これは、土壤汚染が原因で周辺環境に影響を与える地下水汚染が発生している場合等について、県条例第 113 条の 3 以降の規定により必要な対策を講ずるよう定めていることから、土壤汚染が判明した場合は、速やかに地下水への影響を把握する必要がある一方で、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査においては、必ずしも地下水への影響の調査の実施を求めていないことから、県条例の規定により当該調査の実施を求ることとしたものです。

なお、自主的な調査により土壤汚染が判明し、その後に土壤汚染対策法第 14 条に基づく指定の申請を行うことにより同法に基づく土壤汚染状況調査とみなされたものについては、県条例に基づく地下水への影響の調査義務は適用されませんが、その場合でも地下水への影響を把握することが望ましいことから、できる限り同様の調査を行うようにしてください。

具体的な調査内容については「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針」の指針 2 (15) を参照してください。また、知事(市長)への報告は第 30 号様式「地下水への影響調査結果報告書」(p61) により行ってください。

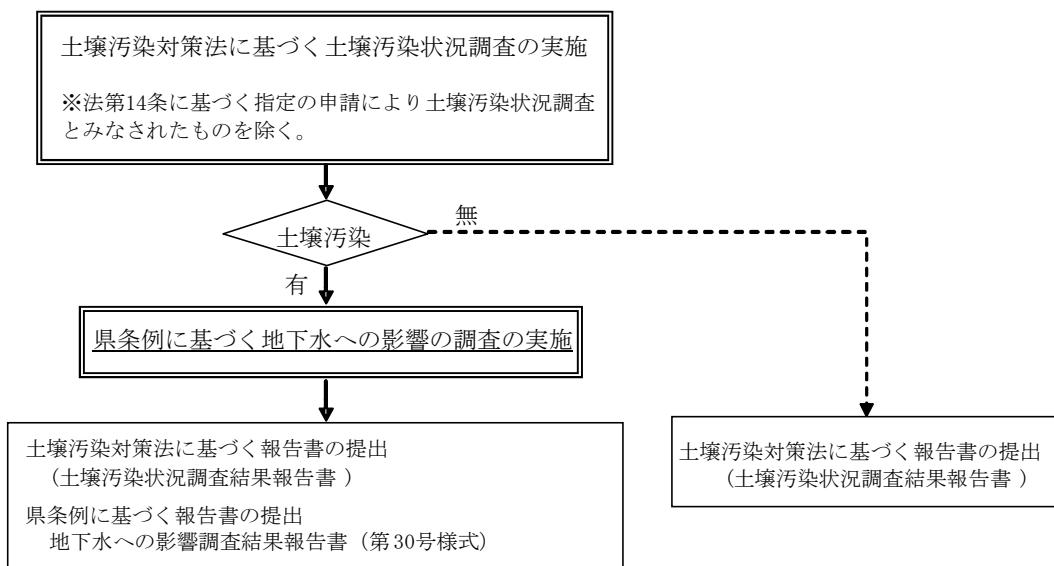


図 4 土壤汚染対策法により判明した土壤汚染による地下水への影響の調査の流れ

(2) 周辺地域の住民等への周知の実施等（県条例第 60 条の 2）

土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」において、土地の

区画形質の変更を行おうとする場合（「臨海部特例区域」において土地の形質の変更をする場合を除く。）、県条例では、当該変更を行う事業者に対して周辺地域の住民等に対する周知を行うよう定めています。また、周知にあたっては予め周知計画書を作成し、知事(市長)に提出するとともに、周知の実施後はその結果を知事(市長)に報告するよう定めています。

なお、具体的な内容や手続きは、汚染が判明した特定有害物質使用地において土地の区画形質変更を行う場合の周知義務と同じになりますので、2. 4 (10)、(11) (p35) を参照してください。

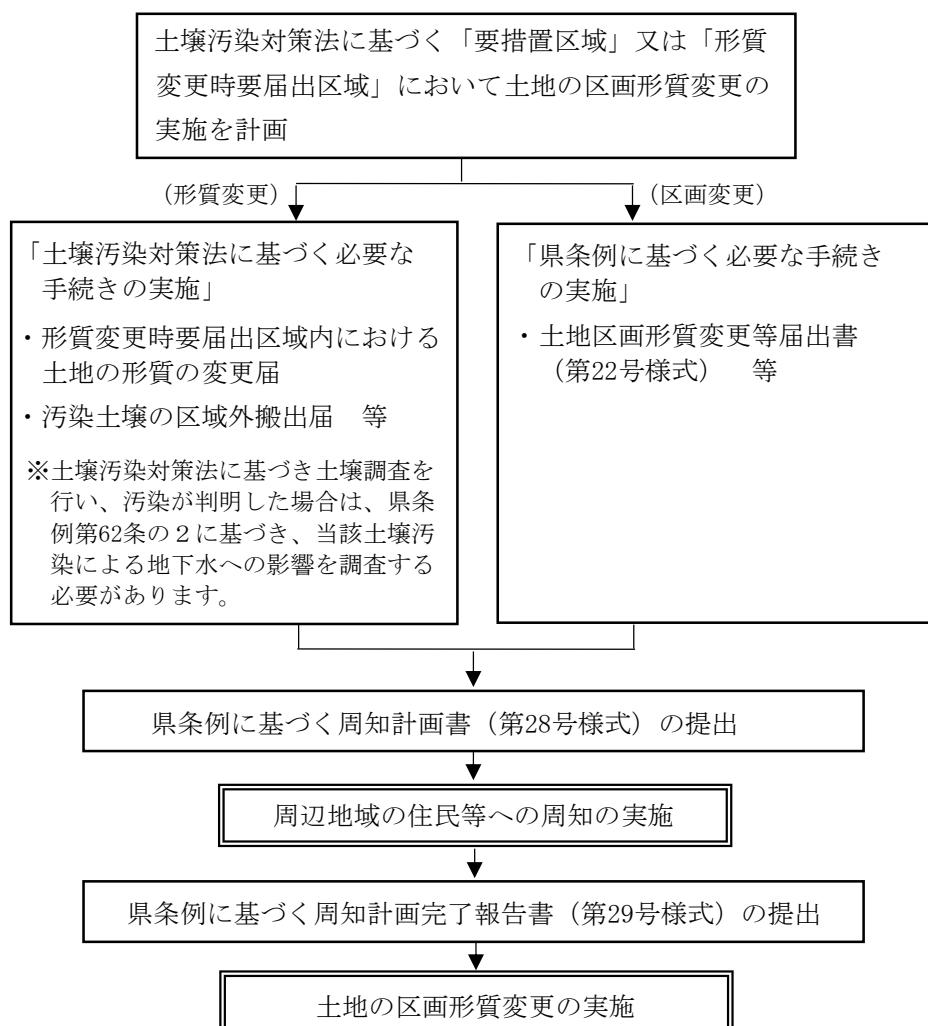


図5 土壤汚染対策法の規制対象区域における周知の流れ

(3) 義務不履行者等に対する勧告・公表（県条例第110条の2、第110条の3）

知事（市長）は、(1)又は(2)の義務を果たしていない者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告する場合があります。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、知事（市長）は、勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができます。

1.2.3 その他、土壤汚染が判明した土地や土壤に関する規制等

(1) 汚染された土地、汚染土壤

県条例で定める「汚染された土地」及び「汚染土壤」は、表3のとおりです。県条例や土壤汚染対策法に基づき汚染が判明した土地や汚染土壤のほか、自主的に行われた調査により汚染が判明した土地や土壤が該当します。

表3 用語の説明（汚染された土地、汚染土壤）

汚染された土地	<p>次のいずれかの調査により、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が基準（p5の基準をいう。以下同じ。）に適合していないと認められた土壤が存在する土地。</p> <p>(1) 土壤汚染対策法に基づく調査 (2) 県条例に基づく調査</p> <ul style="list-style-type: none">・特定有害物質使用事業所の廃止時調査・特定有害物質使用地における土地の区画形質変更時の調査・ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時調査・ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査 <p>(3) その他、県条例第58条の6に定める「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針」に定める調査の方法と同等以上の方法により行われた調査</p>
汚染土壤	<p>次のいずれかに該当する土壤</p> <p>なお、浄化処理や絞込み調査等により基準に適合することが確認されているものは除きます。</p> <p>(1) 汚染された土地にある土壤 (2) 汚染された土地から搬出された土壤 (3) その他、基準に適合していないと認められた土壤（掘削後に行われた調査により汚染が判明した土壤等）</p>

※なお、一度、汚染された土地又は汚染土壤に該当したものは、不溶化処理（薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように当該土壤の性状を変更する処理方法）により土壤溶出量基準に適合することとなった場合であっても、汚染された土地又は汚染土壤として扱われます。

(2) 汚染された土地、汚染土壤に関する規制等の内容

ア 汚染された土地で土地の区画形質を変更する場合（県条例第58条第1項、第2項）

汚染された土地において、土地の区画形質の変更を行おうとする者は、汚染された土壤に起因する公害が発生しない方法により行うよう努めるものとされています。

また、当該変更に起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、あらかじめ周辺の地域の住民等に周知するよう努めるものとされています。

なお、具体的な内容は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の4を参照してください。

イ 汚染土壤の運搬又は処理を他者に委託する場合（県条例第58条第3項）

汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるため必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。なお、具体的な内容は、「土壤

汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の5. 1を参照してください。

ウ 汚染された土地を譲渡、貸与又は返還する場合（県条例第58条の2）

汚染された土地の所有者、管理者又は占有者は、当該土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めるものとされています。

エ 汚染土壤を運搬する場合（県条例第58条の4）

汚染土壤を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとされています。なお、具体的な内容は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の5. 2を参照してください。

(ア) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) 汚染土壤とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壤とその他の物を混合しないこと。

(ウ) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壤を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壤を一の施設において処理する場合を除く。）。

オ 汚染土壤の処理を行う場合（県条例第58条の5）

汚染土壤の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとされています。なお、具体的な内容は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の5. 3を参照してください。

(ア) 処理する汚染土壤の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。

(イ) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(ウ) 処理した汚染土壤を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壤が基準に適合するものであることを確認すること（再度、処理後の汚染土壤を他者に委託する場合を除く。）。

(エ) 汚染土壤の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

カ 汚染土壤を用いた埋立て、盛土その他土地への堆積の禁止（県条例第58条の3）

何人も、次に掲げる場合を除き、汚染土壤を使用して埋立て、盛土その他土地への土砂の堆積を行ってはならないものとされています。また、土地所有者等は、そのような目的のために、所有等する土地を譲渡し、又は使用させてはならないとされています。

(ア) 土壤汚染対策法第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等

(イ) 土壤汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等

- (ウ) 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壤処理施設において行う埋立て等
- (エ) 汚染土壤の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壤の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であって規則で定めるもの

(汚染土壤の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壤の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であって規則で定めるもの)

- (1) 汚染土壤の処理のため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の埋立て又は盛土
- (2) 汚染土壤の処理のため指定事業所（条例別表第 1 の 51 の 2 の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。）において行う汚染土壤の一時的な堆積
- (3) 汚染土壤の積替えのため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の一時的な堆積
- (4) 土壤汚染の除去等の措置のため汚染された土地を含む一連の敷地内で行う汚染土壤の一時的な堆積
- (5) 土壤汚染の除去等の措置のため汚染された土地内で行う汚染土壤の埋め戻し

なお、当該規定に違反している場合、知事（市長）は、当該行為を直ちに中止するよう勧告する場合があります。さらに、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、知事（市長）は、勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができます。（県条例第 110 条の 2、第 110 条の 3）

また、当該違反行為により地下水汚染等の環境汚染が発生した場合は、当該規定に違反して汚染土壤の埋立て等を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、環境汚染を改善するための対策を講ずる義務等が課せられます。（県条例第 113 条の 6）

1. 3 特定有害物質の製造、使用、処理又は保管の考え方

特定有害物質の製造、使用、処理又は保管とは、表4に示すとおりです。

表4 用語の説明（製造、使用、処理又は保管）

製造	化学反応等の作用を加えて特定有害物質を製品として作り出すこと。	注1
使用	作業工程において特定有害物質を原料、触媒等として用いること。	
処理	特定有害物質またはこれを含む水を処理することを目的として特定有害物質を分解または除去すること。	
保管	特定有害物質を含む固体※又は液体を製造、使用、処理、運搬又は販売等を目的として保存、管理すること。 ※粉体又は粒状の場合又は雨水その他の水に接触するおそれがある状態で保管されていた場合に限る。	注2

（注1）「製造」、「使用」、「処理」には以下の行為は該当しません。

①特定有害物質を微量含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為

（例）バッチャープラントによる生コンクリートの製造（六価クロム）、石炭を燃料とする火力発電施設における廃ガス洗浄（微量ほう素）、石油精製業における原油等の精製（ベンゼン）

②一般廃棄物処理施設（水質汚濁防止法特定施設71の3）又は産業廃棄物処理施設（特定施設71の4）における廃棄物の処理及び下水道終末処理施設（特定施設73）における下水の処理

ただし、特定有害物質そのものを処理する場合や、特定有害物質を含むことにより特定有害産業廃棄物となった特別管理産業廃棄物を処理する場合を除く。

③特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形での取扱い

④内部に特定有害物質が密封された製品の使用

⑤添加剤等として特定有害物質を微量（1%未満）含む物質の製造、使用又は処理

⑥特定有害物質を含む製品の使用であって、事業所の事業活動の主目的でなく、一般消費者と同様に使用する行為

（例1）照明を目的とした蛍光灯の使用（水銀）

（例2）電源としてのニッカド電池の使用（カドミウム）

（例3）電源としてのバッテリー（鉛蓄電池）の使用（鉛）

（例4）ふつ素を含む歯磨き粉、防水スプレーの使用（ふつ素）

（例5）ホウ酸入り防虫剤の防虫目的での使用（ほう素）

（例6）燃料としてのガソリンの使用（ベンゼン）

（例7）設備の補修等を目的とした鉛含有塗料の利用（鉛）

なお、次のような場合は、特定有害物質の使用に該当します。



- ・製品の製造工程の一部として塗装を行っている場合
- ・設備の補修等を目的として塗装を行っている場合であっても、工場の一角に専用の塗装ブースを構えるなどして、反復継続して塗装を行っている場合
- ・廃塗料を事業所の敷地内に廃棄する等不適切な取扱いが行われていた場合

INFO

農薬の使用については、農薬取締法で規制されており、農薬本来の使用目的である病害虫の防除のために適正に散布されていた場合にあっては、農薬の使用をもって特定有害物質使用事業所とはなりません。

ただし、取り扱う過程において、容器の破損等により非意図的に環境中に放出された事故が過去にあった場合については、自主調査を行うことが望まれます。

(注2) 「保管」には以下の行為は該当しません。

①容器、包装等により適正に管理された特定有害物質を含む製品の販売を目的とした陳列及び流通過程における一時保管

(例1)店舗において、特定有害物質を含む塗料、接着剤等を商品として陳列し、販売する行為(開封して移し替えを行う作業を伴う場合を除く)

(例2)物流倉庫等で、商品としての製品を保管する作業(開封して移し替えを行う作業を伴う場合を除く)

②特定有害物質を含む製品の保管であって、事業所の事業活動の主目的でなく、一般消費者と同様に保管する行為※

※具体例については、注1の⑥を参照

③不純物として非意図的に特定有害物質が含まれるものとの保管(特定有害物質を含むことにより特定有害産業廃棄物として扱われる特別管理産業廃棄物を保管する場合を除く。)

(例1)不純物としてベンゼンを微量に含むガソリンの保管

(例2)不純物として六価クロムを微量に含むセメントの保管

④内部にP C Bが密封された廃電気機器(コンデンサー、トランス、蛍光灯安定器等)の保管(本体容器の腐食による漏洩の履歴がある場合を除く。)

⑤特定有害物質を含む液体の製造、使用、処理、移送に伴い、当該事業所内で一体として行われる一時的な貯留※

※一体として行われる一時的な貯留に該当する要件としては、一時的な貯留を行うことが想定される設備が、当該液体を保管すること以外の目的で設置されることについて合理性があること、かつ関係する製造・使用・処理工程と配管又は排水溝で接続されていることが考えられる。

(例1) 次のようなものは保管に当たる。

- ・特定有害物質を含む廃液を外部委託処理するための廃液貯留タンク
- ・特定有害物質を含む製品の出荷用の貯留タンク
- ・特定有害物質を含む中間製品の貯留タンク
- ・特定有害物質を含む原材料等(再利用するため再生されたものを含む)の貯留タンク

(例 2) 配管、排水溝等について、設備の停止期間や夜間・休日等において、内部に特定有害物質を含んだ液体が一時的に貯留することがあるが、保管には当たらない。

(例 3) その他、次のようなものは保管に当たらない

- ・生産工程の中に一体として組み込まれた、貯留容器、処理槽等
- ・配管経路・排水経路に設置されたサージタンク、桿、中継ポンプ槽等の液体の移送のために設けられた付帯設備における一時的な貯留
- ・排水処理施設内における一時的な貯留（回分式排水処理施設で処理を行うための廃液貯留槽を含む。）

INFO

【土壤汚染対策法との相違点】

土壤汚染対策法では、ガソリンスタンド等でガソリンを貯蔵する行為について、ガソリン中にベンゼン(及び鉛)が含まれることをもって特定有害物質の保管に当たるし、またバッチャープラントで生コンクリートを製造する作業に伴う原料セメントや生コンクリートの保管について、セメント中に六価クロムが含まれることをもって特定有害物質の保管に当たるとしています。

一方、県条例では、これらについては、いずれも特定有害物質の保管には当たらないものとしています。

2 特定有害物質使用地・ダイオキシン類管理対象地に関する規制について

2. 1 規制の概要

特定有害物質使用事業所、特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象事業所、ダイオキシン類管理対象地に係る規制の概要是、図6のとおりです。

- 対象物質：特定有害物質26項目、ダイオキシン類
- 対象となる土地：特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地
- 条例の仕組み

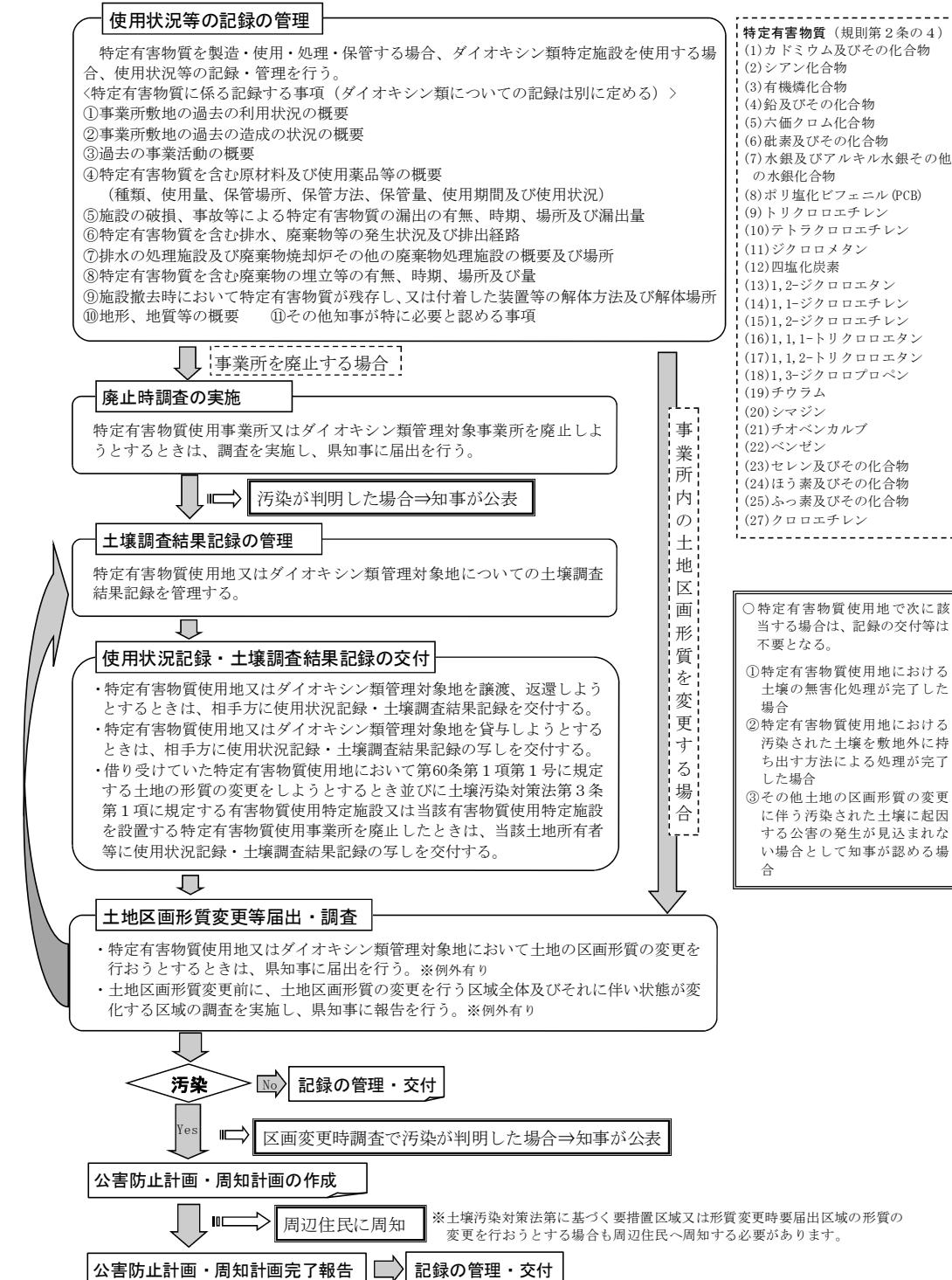


図6 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地等に係る規制の概要

2. 2 使用状況等の記録の管理（事業所の操業中の点検・記録義務）

(1) 特定有害物質使用事業所における操業中の点検・記録義務（県条例第 59 条第 1 項）

土壤汚染の調査及び対策を実施するに当たっては、特定有害物質が、事業所内において、いつ、どこで、どのように取り扱わっていたか、また、漏出等の有無についてどのような点検を行っていたのか、実際漏出等の事故が生じたことはあったのか、といった情報が極めて重要です。

法の土壤汚染状況調査及び条例の土壤の汚染状況の調査は、まずこれら物質の使用記録の調査を行い、汚染のおそれがあるところについて試料採取を伴う調査を行うこととなっています。

そのため、県条例では、土壤汚染調査の基礎資料とするよう、特定有害物質使用事業所を設置している者に対し、毎年 1 回以上、次の①～⑪に定める事項について、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を行い、記録しなければならないと定めています。この記録は定期的に行政へ報告が必要なものではありませんが、行政が実施する立入検査時等に確認する場合があります。

なお、記録形式は特に定めはなく、事業所の実態に合わせて作成することができます。

① 「特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要」

敷地の過去の利用の状況とは、工場操業から今現在までの敷地の利用状況をいいます。これについては、工場見取り図に以下のような事項を記入し、必要に応じて写真を貼付して記録してください。

- ・ 敷地内の建物の配置と建物の名称、目的
- ・ 空き地の利用状況（グラウンド、駐車場、芝生等）
- ・ 舗装の有無

敷地の利用状況が長期間にわたって変わらない場合には、毎年更新する必要はありません。利用状況が変わった場合には、新しく見取り図を作成するか、該当部分に書き込むようにします。その際、変更の日付を明確にして、古い記録と一緒に保管してください。

なお、工場操業までの利用の状況が把握できない場合には、把握できる範囲で資料を収集するようにします。大規模な工場であれば、航空写真を利用することもできます。

② 「特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要」

敷地の過去の造成の状況とは、工場操業から今現在までに、盛り土等を行った状況をいいます。これについては、工場見取り図に以下のような事項を記入し、必要に応じて写真を貼付して記録してください。

- ・ 土地造成を実施した区域、時期及び移動した土砂の量
- ・ 盛り土、掘削を行った区域の地盤高の変化
- ・ 移動した土砂の一時保管場所、保管方法



この記録は造成を行った際にその都度作成、蓄積するようにします。

なお、工場操業までの造成の状況が把握できない場合には、把握できる範囲で資料を収集するようにします。大規模な工場であれば、航空写真を利用することもできます。

造成のために持ち込んだ土が汚染している場合があるため、造成用の土の由来を記録し、分析した結果があればそれを保管してください。

③「過去の事業活動の概要」

過去の事業活動の概要を、事業活動を行っていた期間を明確にしたうえで記載してください。

④「特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況」

事業所における特定有害物質の使用量等を把握するため、特定有害物質を含む原材料等について、以下のことに留意したうえ記録してください。

- ・ 原材料、使用薬品等の名称（商品名でも可）について記載するとともに、特定有害物質の含有量について調査し記録する。
- ・ 原材料の搬入、工程ラインへの移し替え等の際に漏出し土壤を汚染する場合があるため、特定有害物質の工程ラインへの出入口及び新液、廃液の保管場所についても記録する。
- ・ 工程ライン外で使用されていたもの（手指、床洗浄用等）についても記録する。
- ・ 使用工程、原材料、製品、廃棄物、排水による汚染の可能性

特定有害物質を含むものであっても、商品名のみではそれとわからないものもありますので、商品として購入し、使用している場合、その商品の成分の中に特定有害物質が含まれていないかどうか安全データシート（SDS）等で確認する必要があります。

特定有害物質が含まれた物の購入から製品出荷、廃棄まで物質の収支を考えながら流れを整理して調べるとよいでしょう。

INFO

条例に定める指定事業所は、条例第40条の2に当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するよう努めることができます。

特定有害物質使用事業所である指定事業所は、特定有害物質の使用等の記録をとるとともに、安全性影響度の評価を行うようにしてください。

安全性影響度の評価の方法については、指針を作成しており、インターネットでご覧いただけます。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_annzensei.html

⑤「施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量」

特定有害物質等の地下浸透については、従来から水質汚濁防止法や条例による規制を受けている。ただ、規制があっても、施設や保管容器の破損等、事故時に土壤汚染が生ずる場合が考えられますので、特定有害物質の漏出を伴うような事故時には、特に詳細な記録を作成し、適切に管理する必要があります。

以下のことに留意して記録してください。

- ・ 保管容器の破損（容器の腐食等）は、漏出が始まって長時間経ってから発見されることが多く、漏出の時期が特定しにくいため、定期的に保管状態を調査し、破損の有無

を確認する。

- ・腐食した保管容器から新しい保管容器への移し替えを行った場合には、その作業内容についても記録する。
- ・漏出の場所については、漏出した地点のみではなく、「漏出した汚染物質がどこをどのように流れてどこに行ったか」という汚染の可能性がある「範囲」を図面等を利用して記録する。
- ・事故が生じた際に実施した緊急対策の内容についてもその概要を記録する。

⑥ 「特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路」

特定有害物質を含む排水や廃棄物が土壤に浸透することによって、土壤が汚染される場合があります。そのため、特定有害物質を含む排水がどこで発生し、どこを経由して排水処理を行う場所まで移送しているのか、その経路について記録する必要があります。

また、特定有害物質を含む廃棄物について、どこで発生し、どこへどのような形で搬送し、保管し、処分したのか記録する必要があります。

<記録する具体的な事項>

- ・排水及び廃棄物の発生量、種類及び形態
- ・排水の配管系統（排水栓等一時滞留するところ、排水を業者委託処分している場合は一時貯留場所等には特に注意して記録する）
- ・排水の処理方法、排出経路
- ・工場内における廃棄物の収集経路、一時貯留場所（移し替えを行う場合にあってはその場所も含めて記録する）
- ・廃棄物の処理方法

INFO

揮発性有機化合物が特定有害物質に追加される前には、揮発性有機化合物を含む排水の処理方法として地下浸透することがかなり行われていました。

当時は法令違反ではありませんでしたが、現在も当時地下浸透した排水による土壤・地下水汚染が残っている可能性があります。

当時そのような排水処理をしていなかったのかどうか、ヒアリング等で確認し、記録してください。

⑦ 「排水処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所」

特定有害物質を含む排水や廃棄物の処理施設には特定有害物質が定期的に搬入されるため、土壤汚染が発生している可能性が高くなります。これらの施設がどのような施設であるのか、どこに位置しているのか記録する必要があります。

<記録する具体的な事項>

- ・処理施設の設計図（処理能力）及び実際の稼働状況（処理量）
- ・処理施設の構造図（特に薬液タンク、原水槽の位置、地下ピットの有無、焼却炉にあっては焼却灰・ばいじんの取り出し口等）

⑧ 「特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量」

現在は廃棄物の埋立て処分は、許可を受けた場所以外は禁止されています。

ただ、過去には禁止されていない時期があったため、事業所内で埋立て処分を行っていた場合があります。埋立て処分の有無について調査し、記録しておくとともに、特定有害物質を含む廃棄物としての燃えがら、汚泥、ばいじん等を埋め立てていた経緯がある場合については、何を処理したものなのかを記録し、廃棄物の処理委託のために分析したデータがあればそれを保存管理してください。

⑨ 「施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所」

特定有害物質を取り扱っていた施設をその場で解体した場合、解体作業の内容によっては、敷地内の非汚染区域を汚染させる可能性もあるため、解体作業にあっては土壤汚染させないような配慮が重要です。

また、解体作業についての記録をすることにより、解体に際しての土壤汚染が防止できていたのかの重要な資料となります。

<記録する具体的な事項>

- ・ 解体作業の方法
- ・ 解体中の特定有害物質の飛散等防止措置の内容
- ・ 解体中の作業場所
- ・ 解体物の仮置き場所

⑩ 「地形、地質等の概要」

周辺の地下水流动を判断する場合には、自然に形成された地形から地質の状況を判断する必要がありますが、過去の大規模な造成工事等により、元々の状態がわからなくなってしまう場合があります。

また、周辺に工業廃液や廃棄物等の一時貯留等を行っていた土地がある場合、事業所内の汚染がその土地に起因する可能性もあります。

そのような状況に対応するため、可能な限り周辺の状況等（過去の状況も含む）についても記録する必要があります。

そのほか、建築工事の際等に事業所敷地内でボーリング等を行った場合には、地下の状況の重要な資料となるため、土壤汚染対策の一環として地質ボーリングデータを保管することが大切です。

<記録する具体的な事項>

- ・ 周辺の地形図
- ・ 周辺の土地の利用状況（スナップ写真等）
- ・ 建物を建てる際に得られた地質ボーリングデータ
- ・ その他、工事等の際に見られた特殊な地質の状況

⑪ 「その他知事が特に必要と認める事項」

特定有害物質を取り扱っていた施設の使用開始時期、使用廃止時期を記録するとともに、自主的に土壤調査を行った結果がある場合は調査方法を明確にして記録・保管してください。

さらに、自主的に行った汚染土壤の浄化対策等に伴う土砂の移動についても、できる限り

詳細に記録することが必要です。

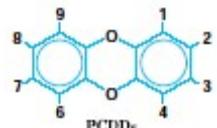
その他、必要と認める事項が追加されることがあります。

- (2) ダイオキシン類管理対象事業所における操業中の点検・記録義務(県条例第63条の2第1項)
特定有害物質使用事業所と同様に、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、毎年1回以上、次の①～⑫に定める事項について、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を行い、記録しなければならないとされています。この記録は定期的に行行政へ報告が必要なものではありませんが、行政が実施する立入検査時等に確認する場合があります。

なお、記録形式は特に定めはなく、事務所の実態に合わせて作成することができます。

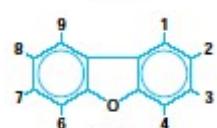
- ①「ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の利用の状況の概要」

2. 2(1)①と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。



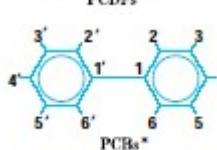
- ②「ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の造成の状況の概要」

2. 2(1)②と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。



- ③「過去の事業活動の概要」

2. 2(1)③と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。



- ④「ダイオキシン類特定施設の種類、使用時期、使用期間及び使用状況」

使用しているダイオキシン類特定施設の種類ごとに、使用開始時期、使用廃止時期及び使用状況について記録してください。

- ⑤「ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果」

ダイオキシン類特定施設の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、その施設の使用に伴い発生する、排ガス、排水、焼却灰、ばいじん及びその他燃えがらについて、ダイオキシン類による汚染の状態を測定する義務があります。

この測定結果は、土壤汚染調査の基礎資料として活用できるため、記録しておく必要があります。

なお、測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき県知事等へ報告する義務がありますので、その報告の写しを保管しておくことでも記録となります。

- ⑥「ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量」

ダイオキシン類特定施設の内部には、分解されていないダイオキシン類が存在している場合があります。このような状態で施設が破損等した場合、土壤汚染が生ずる場合を考えられますので、ダイオキシン類を含むおそれのある排水や廃棄物等の漏出を伴うような事故時には、特に詳細な記録を作成し、適切に管理する必要があります。

<記録にあたっての留意事項>

- 燃えがら等の保管容器の破損（容器の腐食等）は、漏出が始まつて長時間経つてから

発見されることが多く、漏出の時期が特定しにくいため、定期的に保管状態を調査し、破損の有無を確認する。

- ・ 腐食した保管容器から新しい保管容器への移し替えを行った場合には、その作業内容についても記録する。
- ・ 漏出の場所については、漏出した地点のみではなく、「漏出した汚染物質がどの範囲まで広がり、どこを流れてどこに行ったか」という汚染の可能性がある「範囲」を図面等を利用して記録する。
- ・ 事故が生じた際に実施した緊急対策の内容についてもその概要を記録する。

⑦ 「ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路」

2. 2(1)⑥と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。

その場合、「特定有害物質を含む」は「ダイオキシン類を含むおそれのある」と読み替えてください。

⑧ 「ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所」

具体的には次のような内容が挙げられます。

2. 2(1)⑦と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。

その場合、「特定有害物質を含む」は「ダイオキシン類を含むおそれのある」と読み替えてください。

⑨ 「ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量」

2. 2(1)⑧と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。

その場合、「特定有害物質を含む」は「ダイオキシン類を含むおそれのある」と読み替えてください。

⑩ 「ダイオキシン類特定施設撤去時においてダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所」

ダイオキシン類特定施設をその場で解体した場合、解体作業の内容によっては、敷地内の非汚染区域を汚染させる可能性もあるため、解体作業にあっては土壤汚染させないような配慮が重要です。

また、解体作業についての記録をすることにより、解体に際しての土壤汚染が防止できていたのかの重要な資料となります。

なお、焼却炉の解体については、労働安全衛生法、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」又は市が定めた要綱等に基づき届出が行われている場合がありますので、この届出書の内容を記録として活用することができます。

<記録する具体的な事項>

- ・ 解体中の作業場所及び部品の仮置き場所
- ・ 解体中の土壤汚染防止策（残存する特定有害物質等の除去方法、土壤汚染防止策等）
- ・ 解体後の移設先の状況

INFO

表5 焼却炉解体に伴う手続等を定めた法令等の一覧*

根拠法令等	対象地域	対象となる焼却施設
労働安全衛生法 (H13.8.1 以降に解体工事を開始するものに適用)	全県	次のいずれかに該当する廃棄物焼却施設 (1)火格子面積が、2m ² 以上のもの (2)焼却能力が、200kg/h 以上のもの
神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱 (H13.12.1 施行)	神奈川県域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市域を除く)	次のいずれかに該当する廃棄物焼却施設
相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱 (H14.4.1 施行)	相模原市	(1)火格子面積又は火床面積が 0.5 m ² 以上のもの (2)焼却能力が 50kg/h 以上のもの (3)一次燃焼室の容積が 0.8 m ³ 以上のもの
横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針 (H14.4.1 施行)	横須賀市	

*横浜市、川崎市域を除く。

⑪ 「地形、地質等の概要」

2. 2(1)⑩と同様の趣旨なので、そちらを参照してください。

⑫ 「その他知事が特に必要と認める事項」

特定有害物質使用事業所と同様に、自主的に土壤調査を行った結果がある場合は調査方法を明確にして記録・保管してください。

さらに、自主的に行った汚染土壤の浄化対策等に伴う土砂の移動についても、できる限り詳細に記録することが必要です。

その他、必要と認める事項が追加されることがあります。

2. 3 事業所廃止時の調査・手続き義務

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとする際には、当該事業所を設置している者は、あらかじめ当該特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地に係る土壤の汚染の状況を調査し、その結果を記載した廃止報告書を知事（市長）に報告しなければならないとされています。（県条例第59条第3項、第62条の2、第63条の2第2項、第63条の3）

土壤汚染対策法の手続きと連動することがある等のため、事前相談をお願いします。

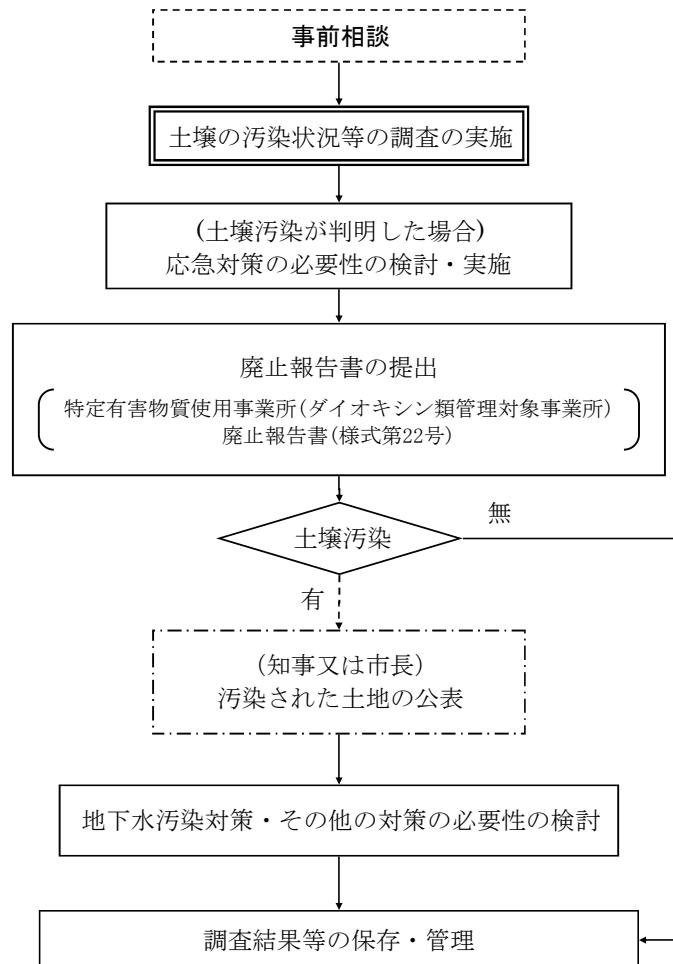


図7 特定有害物質使用事業所、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査・手続き等の流れ

(1) 事業所の廃止

「事業所の廃止」とは、現在その場所で行われている事業を、再開を前提とせずに中止することを指しており、事業所の全面的な廃止、移転に伴う廃止、組織の解散に伴う廃止等が含まれます。

事業所の事業活動がその敷地で継続している場合は、特定有害物質を使用していた工程だけの廃止、ダイオキシン類特定施設だけの廃止又は特定の建物の廃止等は「事業所の廃止」に該当しませんが、区画形質の変更(2.4を参照)に該当する場合が多くあります。

(2) 事業所廃止前の事前相談

効果的な土壤汚染調査を実施し、速やかな手続きを実現するためには、あらかじめ所管する地域県政総合センター（又は市役所）の環境部局と調査方法等の十分な事前相談を行うことが重要です。

事業所の廃止については、環境部局への諸手続前の早い段階、できれば移転、廃止の計画が持ち上がった段階から地域県政総合センター（又は市役所）へ事前相談をお願いします。

(3) 土壤の汚染状況等の調査（県条例第 59 条第 3 項、第 63 条の 2 第 2 項）

土壤の汚染状況に関する具体的な調査内容については、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の 2 及び 3 を参照してください。

なお、土壤汚染対策法に基づく調査と重複する場合は、重複する部分については県条例に基づく調査及び報告を行う必要はありません。その際は、県条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の内容（2. 2 (1)）が土壤汚染対策法に基づき行われる土壤汚染状況調査の試料採取等対象物質に含まれていることを同法に定める地歴調査チェックリスト等により確認してください。

その際、県条例に基づく試料採取等対象物質及び調査対象地等について土壤汚染対策法に基づく調査の対象となっていないものがある場合は、その部分について県条例に基づく調査及び報告を行う必要があります。

INFO

条例に基づく廃止時調査は、「事業所を廃止しようとするとき」に実施することとしています。対して、土壤汚染対策法は、施設の廃止時を契機としているため、事業活動が継続されるなど一定の要件を満たす場合、法第 3 条第 1 項ただし書の確認により、土壤調査の義務を猶予することができます。

法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地について、事業所の全面廃止など法第 3 条第 5 項で規定する土地の利用の方法の変更に伴い法調査義務がかかる場合、当該調査が条例に基づく調査と重複すると認められる場合においては、条例に基づく調査及び報告を不要とするよう、規制の合理化を図っています。

なお、法調査を行うのは土地の所有者等であり、条例調査は事業所を設置していた者であるため、報告者（義務履行者）が異なる場合があります。

(4) 廃止報告書の提出（県条例第 59 条第 3 項、第 63 条の 2 第 2 項）

廃止報告書は、第 22 号様式（特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書（53 ページ））により提出してください。ただし、特定有害物質使用事業所の敷地において法に基づく土壤汚染状況調査が行われた場合にあっては、その調査内容が条例で求められる調査と重複すると認められる場合は、条例第 59 条第 3 項に基づく調査及び廃止報告書の提出は不要となりますので、地域県政総合センター窓口（又は市役所）へ事前相談をお願いします。

書類の提出の際には、64 ページのチェックシート 1 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

(5) 汚染された土地の公表（県条例第 59 条第 4 項、第 63 条の 2 第 2 項）

調査の結果、当該土地に汚染があることが判明した場合は、廃止報告書の提出後に県又は市は、当該土地の所在や土壤汚染が認められた特定有害物質の種類等を県又は市の窓口等で公表します。なお、公表された土地は、土壤汚染の除去措置（掘削除去又は原位置浄化）が実施され、当該措置が完了※するまでの間、ホームページにも掲載されます。

※土壤汚染の除去工事が適切に行われたことを確認するための調査（通常は、地下水モニタリング）が完了した時点での措置の完了とみなします。

(6) 応急措置や対策の検討・実施等

土壤汚染が判明した場合は、必要に応じて露出した汚染土壤の飛散・流出を防止するために表面をシートで養生することや付近に立入禁止措置を講ずること等の応急措置の実施を検討し、実施することが求められます。

また、当該土壤汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合や、周辺地下水汚染が発生している場合については、法令に基づき速やかに土壤汚染の除去等の対策が求められることがありますので、地域県政総合センター（又は市役所）へ事前相談をお願いします。なお、対策の実施に伴い土地の区画形質の変更を行う場合は、2. 4 に記載した土地の区画形質変更時の調査・手続きに関する義務規定が適用されます。

なお、県条例では、廃止時調査により土壤汚染が判明した際、直ちに土地の区画形質の変更を行う予定がない場合は、周辺地域の住民等に対して周知を行うことを求める規定はありませんが、汚染があったことを周辺地域の住民等に伝え、土壤汚染によりどのような健康影響が生ずるおそれがあるか、いつどのような対策を行う予定なのかを「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の 4. 4 に準じて周知することにより、周辺地域の住民等の不安の解消や信頼関係の構築を図ることが望まれます。

(7) 調査結果等の保存・管理（県条例第 62 条第 1 項、第 63 条の 3）

土壤の汚染の状況の調査を行った場合は、それらの記録を作成し、保存する義務があります。

調査の記録は、浄化対策を行う上で必要不可欠なものであるだけでなく、売買を繰り返した後に生じた汚染問題の責任の所在を明らかにする上で重要な資料となるので、確実に保存するようしてください。

なお、行政に提出した書類については、書類の受付時に、副本に收受した旨の印を行政側が押印し、返却しますので、これを保存し、併せて土地を売却等する場合に引き継いでください。

2. 4 土地の区画形質変更時の調査・手続き義務

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質を変更しようとする際には、当該変更を行う事業者は、あらかじめ知事（市長）に届出を行い、また当該土地に係る土壤の汚染状況を調査し、その結果を記載した報告書を知事に報告することとされています。

（県条例第 60 条、第 62 条の 2、第 63 条の 3）

また、調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、区画形質の変更に着手する前に土地の区画形質の変更に伴う公害を防止するための計画や周辺地域の住民等に対する周知計画を作成し、知事（市長）に提出するとともに、それらに基づき周知や適切な変更工事を行い、実施後はそれらの結果を知事（市長）に報告するよう定めています（県条例第 60 条、第 60 条の 2、第 63 条の 3）。土地の区画形質変更時の調査・手続き等の流れは、図 8 を参照してください。

なお、特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において、判明した汚染土壤の無害化処理又は敷地外へ搬出する処理が完了している土地等については、それ以降の区画形質変更の際の調査・手続き義務は適用されません（県条例第 63 条、第 63 条の 3：2.6(p37) 参照）。

土壤汚染対策法の手続きと連動することがある等のため、事前相談をお願いします。

（1）土地の区画形質の変更とは

区画の変更とは、従来の敷地の境界の変更を行うもので、土地の一部を譲渡、返還又は貸与することなどにより敷地境界が変更されることをいいます。単に土地を登記上で分筆するのみで、土地の譲渡等による敷地境界の変更を伴わない場合は区画変更には当たりません。

形質の変更とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為が該当します。

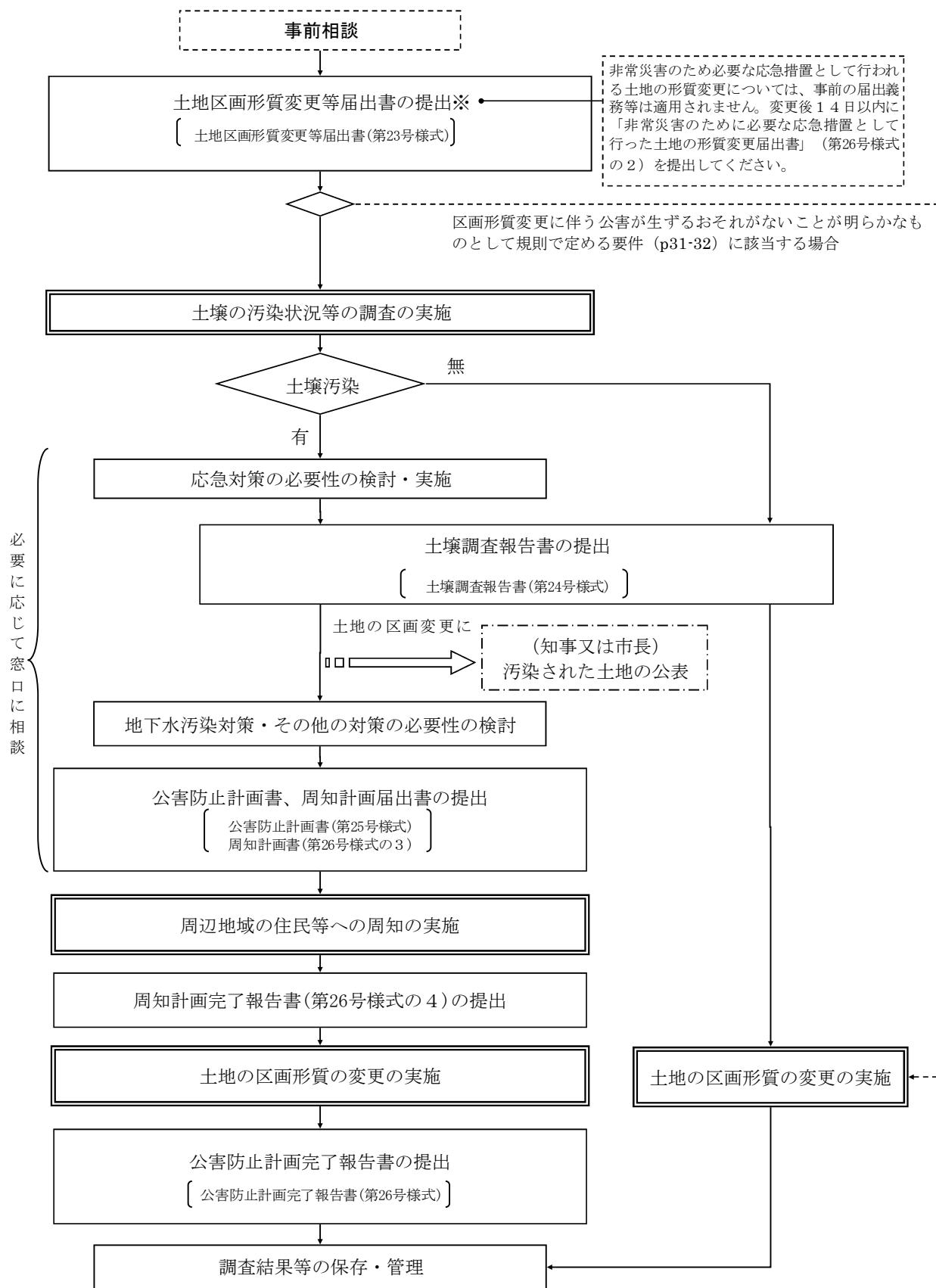


図8 土地の区画形質変更時の調査・手続き等の流れ

(2) 土地の区画形質の変更時の事前相談

効果的な土壤汚染調査を実施し、速やかな手続きを実現するためには、あらかじめ所管する地域県政総合センター（又は市役所）の環境部局と十分な事前相談を行うことが重要です。

環境部局への諸手続前の早い段階、できれば土地の区画形質の変更を行う計画が持ち上がった段階から地域県政総合センター（又は市役所）へ事前相談をお願いします。

(3) 土地区画形質変更等届出書の提出（県条例第 60 条第 1 項、第 63 条の 3）

土地区画形質を変更しようとするときは、どのような変更をしようとしているのかについて、第 23 号様式（土地区画形質変更等届出書（54 ページ））により事前に知事（市長）に提出してください。ただし、土壤汚染対策法に基づき管理される土地の形質の変更や、周辺の環境に影響を及ぼすことがない土地の形質の変更などは、汚染土壤に起因する公害防止の観点から、次のとおり、条例による届出を不要としています。

なお、書類の提出の際には、66 ページのチェックシート 2 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。この時点では、土壤の調査結果の添付は不要です。

（届出を不要とする土地の形質の変更）

ア 土壤汚染対策法第 3 条第 7 項又は同法第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

※ 一時免除中又は操業中の有害物質使用特定事業場の土地においては 900 m²以上の土地の形質の変更が、それ以外の土地においては 3,000 m²以上の土地の形質の変更が、それぞれ法に基づき管理されることから、条例による形質変更届出を不要としています（特定有害物質使用地において、法による届出義務がない土地の形質の変更を行う場合、条例の届出対象となります）。

イ 土壤汚染対策法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する実施措置又は同法第 11 条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更

※ 土壤汚染対策法による要措置区域等では、同法により土地の形質の変更について計画管理されることから、条例による形質変更届出を不要としています。



【土壤汚染対策法で指定された要措置区域等の区域内の土地の形質の変更】

区域指定後に、区域指定対象物質ではない特定有害物質の使用等があり、その区域内で土地の形質変更を行う場合は、その特定有害物質に係る土地の形質の変更として条例第 60 条第 1 項の届出が必要です。

ウ 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更

※ 盛土のみの形質変更は、汚染があったとしても当該土地から汚染が拡散することはないことから、条例による形質変更届出を不要としています。

エ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって次のいずれにも該当するもの（規則第 51 条の 2、第 56 条の 3）

- ① 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと
 - ② 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。
 - ③ 土地の形質の変更に係る深さが 50 センチメートル未満であること
 - ④ ダイオキシン類管理対象地においては、土壤汚染が存在するおそれがある比較的少ないと認められる土地であること。
- ※ ①土壤搬出がなければ、当該土地からの汚染拡散はないこと ②飛散又は流出を伴わなければ、汚染拡散はないこと ③掘削深度が客観的にみて周辺環境への影響が低いと考えられる深度であることのいずれにも該当するものにあっては、軽易な行為等として条例による形質変更届出を不要としています。
- オ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ※ 土砂崩れが発生した場合の被害の拡大防止のために行われる応急措置や、埋設されたガス管の破損に伴う応急復旧工事など、緊急性の高いものが該当します。応急措置に伴い発生した土砂は、可能な限り特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地から搬出しないよう努めてください。

INFO

以前は、通常の管理行為など軽易な行為であって、面積が10m²以下の形質の変更等の条件を満たす場合は届出不要としていましたが、令和2年10月の条例改正に伴い定義を改めました。

INFO

【土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更】

土壤の飛散又は流出とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壤の飛散又は流出のことを言い、掘削した土壤の飛散、流出に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられる場合、「土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更」には該当しません。

ここで言う「必要な措置」とは、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずることであり、具体的には次のような措置を講ずることが考えられます。

- (1) 適度な散水を行うほか、必要に応じて仮囲い又は防塵ネット等を設けること。
- (2) 降雨(少雨の場合を除く。)や強風が予想される場合の作業は、有効な飛散、流出等の防止対策が講じられる場合を除き避けること。
- (3) 掘削による揮発性物質の揮散を抑えるよう配慮するとともに、汚染が高濃度の場合については、発生したガスの回収・処理を行うための設備を設けること。
- (4) 掘削した汚染土壤を仮置きする場合は、シート等で養生した上で行うこと。
- (5) 運搬車両に汚染土壤が付着することにより周辺に拡散するおそれがある場合は、必要に応じて通路の養生やタイヤの洗浄等を行うこと。
- (6) 汚水の発生が予想される場合は、集水施設及び処理施設等を設けること。

(4) 非常災害のため必要な応急措置に係る事後届出（県条例第60条第6項）

既に土壤の汚染が確認されている土地において、非常災害のため必要な応急措置として行われる土地の形質変更を行った場合は、変更後14日以内に「非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書」（第27号様式）により届出を行ってください。

(5) 土壤の汚染状況等の調査（県条例第60条第2項、第63条の3）

土地の区画形質の変更を行う事業者は、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質変更（規則第51条の3、第56条の3）として次のア又はイに該当する場合を除き、土壤の汚染状況等の調査を行うものとされています。

土壤の汚染状況に関する具体的な調査内容については、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針」の2及び3を参照してください。

なお、区画の変更と併せて、土地利用方法が変更され、土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合等、同法に基づく調査と重複する部分については県条例に基づく調査及び報告を行う必要はありません。県条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の内容（2. 2(1)）が同法に基づき行われる土壤汚染状況調査の試料採取等対象物質に含まれていることを同法に定める地歴調査チェックリスト等により確認してください。

その際、県条例に基づく試料採取等対象物質及び調査対象地等について土壤汚染対策法に基づく調査の対象となっていないものがある場合は、その部分について県条例に基づく調査を行う必要があります。

（土壤の汚染状況の調査及び報告を行う必要のない土地の形質変更）

ア 「汚染土壤が存在するおそれがないことが明らかな土地」の形質の変更

※ 土地区画形質変更等届出書（第23号様式）及び添付書類（土地区分に係る図面等、使用等する特定有害物質の種類の状況、地形地質等の概要）により当該土地の状況を確認します。

※ 汚染土壤が存在するおそれがないことが明らかな土地とは、指針2(5)アに掲げる土地（ダイオキシン類管理対象地について読み替える場合は指針3(4)イに掲げる土地）が主に該当します。

イ アに掲げる土地以外の土地における土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次の①から④のいずれにも該当するもの

① 形質変更の対象となる土地について第一種特定有害物質（規則第2条の2第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質）による汚染のおそれがないと認められること。

※ 第一種特定有害物質は揮発性が高く、工事においては汚染の濃度等に応じて適切な公害防止対策を検討する必要があるため、当該物質について汚染のおそれが認められない場合に限り、土壤調査の対象から除外できるものとしています。

② 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。

※ 掘削した土壤を敷地の別の場所に移動させる行為は、県条例第59条第1項又は第63条の2第1項に基づく記録・管理等の対象となります。土壤調査を行わずに移動された土壤がある土地は、特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止する際や将来行われる土地の区画形質変更の際に、その経緯を踏まえて土壤調査を行う必要があります。

③ 土壤を掘削する深さまで帶水層が存在しないと認められること。

※ 予め帶水層の深さが把握できていない場合は、この要件を満たさないものとして扱います。

④ 堀削した土壤の飛散、流出その他の土壤の堀削に起因した公害を防止するためには必要な措置が講じられること。

※ 措置の具体的な内容については、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の4(1)アの解説を参照してください。

INFO

特定有害物質使用事業所の廃止時等の時点で既に土壤調査が行われている土地について、土地の区画形質変更を行う場合であって、当該調査の後に新たに土壤汚染が生じたおそれが認められない場合については、土壤の汚染状況の調査のうち試料採取等の調査を改めて実施しなくて済むケースがあります（「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(16)又は3(11)を参照してください。）。

(6) 応急措置や対策の検討・実施等

土壤汚染が判明した場合は、必要に応じて露出した汚染土壤の飛散・流出を防止するために表面をシートで養生することや付近に立入禁止措置を講ずること等の応急措置の実施を検討し、実施することが求められます。

また、当該土壤汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合や、周辺地下水汚染が発生している場合については、法令に基づき速やかに土壤汚染の除去等の対策が求められることがありますので、地域県政総合センター（又は市役所）へ事前相談をお願いします。

(7) 土壤調査報告書の提出（県条例第60条第2項、第63条の3）

(5)により行われた調査の結果について、第24号様式（土壤調査報告書（55ページ））により提出してください。

書類の提出の際には、68ページのチェックシート3に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

(8) 土地の区画変更時の調査で判明した汚染された土地の公表（県条例第60条第3項、第63条の3）

(5)の調査が、土地の区画の変更に伴い行われたものであり、当該調査の結果、土地に汚染があることが判明した場合は、(7)の土壤調査結果報告書の提出後に県又は市は、当該土地の所在や土壤汚染が認められた特定有害物質の種類等を県又は市の窓口等で公表します。なお、公表された土地は、土壤汚染の除去措置（堀削除去又は原位置浄化）が実施され、当該措置が完了※するまでの間、ホームページにも掲載されます。有害物質の種類等をホームページ等により公表します。

※ 土壤汚染の除去工事が適切に行われたことを確認するための調査（通常は、地下水モニタリング）が完了した時点で措置の完了とみなします。

(9) 公害防止計画書の作成及び提出（県条例第60条第4項、第63条の3）

土地の区画形質の変更を予定する土地で汚染が判明した場合にあっては、県条例に基づき当該土地の区画形質の変更に伴う公害の発生を防止するための計画を作成し、それに基づいて土

地の区画形質の変更工事を行う必要があります。この計画を、公害防止計画書として、あらかじめ第 25 号様式（公害防止計画書（56 ページ））により知事（市長）に提出してください。

公害防止計画の具体的な内容については、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の 4. 2 を参考にしてください。

書類の提出の際には、70 ページのチェックシート 4 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

また、公害防止計画書を提出した後、計画内容を変更する必要が生じた場合は速やかに行政にご相談ください。変更の理由が合理的で公害防止上支障が認められない場合は、変更部分についての公害防止計画書を再度提出していただくこととなります。

(10) 周知計画書の作成及び提出

土壤汚染が判明した土地の区画形質変更にあたって、どのような公害防止計画をたてて実施するのかを、周辺の住民へ周知する計画を作成し、実施する必要があります（ただし、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」において、土地の区画形質の変更を行おうとする場合（「臨海部特例区域」において土地の形質の変更をする場合を除く。）を含む）。周知は、土地の区画形質の変更に着手する前に行うものとし、当該計画を、あらかじめ周知計画書として、第 28 号様式（周知計画書（59 ページ））により知事（市長）に提出してください。

周知計画の具体的な内容については、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の 4. 4 を参考にしてください。

書類の提出の際には、73 ページのチェックシート 7 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

また、周知計画書を提出した後、周知の範囲を拡大する、あるいは住民の転居等により周知の範囲が縮小するなど、周知の内容を変更しようとする場合は、変更する前に、変更部分についての周知計画書を再度提出してください。

(11) 周知計画完了報告書の提出

(10) の周知計画に基づく周知を実施した後、周知計画完了届出書を、第 29 号様式（周知計画完了報告書（60 ページ））により提出してください。

書類の提出の際には、74 ページのチェックシート 8 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

周知範囲を変更し、複数の周知計画書を提出している場合は、周知計画完了届出を提出する元となった全ての周知計画書を明示してください。

(12) 公害防止計画完了報告書の提出

(9) の公害防止計画に基づき土地の区画形質の変更を実施した後、公害防止計画完了報告書を、第 26 号様式（公害防止計画完了報告書（57 ページ））により提出してください。

書類の提出の際には、71 ページのチェックシート 5 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する書類を添付してください。

なお、土壤汚染の除去等の措置のために土地の形質変更工事を行う場合であって、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の 4. 3 に従い工事完了後にある程度の期間（例えば 2 年間）継続して地下水等のモニタリングを行う場合は、土地の形質変更工事が完

了した時点で公害防止計画完了報告書を提出してください。また、その後一定期間のモニタリングの結果、措置が完了したことが確認された場合は、その時点で措置完了報告（任意様式）の提出をお願いします。

(13) 調査結果等の保存・管理（県条例第 62 条第 1 項、第 63 条の 3）

土壤の汚染の状況の調査を行った場合及び公害防止計画を作成して土地の区画形質の変更を行った場合は、それらの記録を作成し、保存する義務があります。

調査の記録は、浄化対策を行う上で必要不可欠なものであるだけでなく、売買を繰り返した後に生じた汚染問題の責任の所在を明らかにする上で重要な資料となるので、確実に保存するようしてください。

また、廃止時の調査は事業所の敷地全体について行うのに対し、土地の区画形質に伴う土調査は敷地の一部について行われるため、その後、調査済みの区画と未調査の区画とが区別できなくなる場合があります。これを防ぐため、調査記録には調査した区画について、わかりやすく詳細に記載しておくよう注意してください。

なお、行政に提出した書類については、書類の受付時に、副本に收受した旨の印を行政側が押印し、返却しますので、これを保存し、併せて土地を売却等する場合に引き継いでください。

2. 5 土地の譲り渡し等を行う際の義務

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地を、譲渡、返還又は貸与しようとする際に、その相手方に次の記録を引き継がなければならないとされています。（貸与する場合にあつては、記録の写しの交付）（県条例第 59 条第 2 項第 1 号又は第 2 号、条例第 62 条第 2 項第 1 号又は第 2 号、第 63 条の 2 第 2 項、第 63 条の 3）また、特定有害物質使用地が借地である場合に、当該土地で土壤汚染対策法に規定する廃止時調査や、土地の形質の変更を実施するなど、同法による調査義務が生じる機会には、同法に基づく地歴調査において調査結果等の記録の活用は有効と考えられることから、当該土地の所有者、管理者又は占有者に記録の写しを交付しなければならないとされています。（県条例第 59 条第 2 項第 3 号又は第 4 号、条例第 62 条第 2 項第 3 号又は第 4 号）。

これらの記録は、土壤の汚染状況の調査や浄化対策を行う上で必要不可欠なものであるだけでなく、売買を繰り返した後に生じた汚染問題の責任の所在を明らかにする上で重要な資料となるので、確実に引き継ぎ等を行うようにしてください。

なお、土地の譲り渡し等に伴い、特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止する場合や、特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地の区画を変更する場合については、事前に 2. 3 又は 2. 4 に基づく調査・手続きが必要となります。

記録の概要	記録の根拠条項 (県条例)	記録の具体的な内容
特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況等に関する記録	第 59 条第 1 項	2. 2(1) (p19) を参照
特定有害物質使用地における土壤の汚染状況の調査に関する記録、公害防止計画の実施に関する記録	第 62 条第 1 項	2. 3(7) (p28)、2. 4(13) (p36) を参照
ダイオキシン類管理対象事業所における	第 63 条の 2 第 1 項	2. 2(2) (p23) を参照

特定施設の使用状況等に関する記録		
ダイオキシン類管理対象地における土壤の汚染状況の調査に関する記録、公害防止計画の実施に関する記録	第 63 条の 3	2. 3(7) (p28)、2. 4(13) (p36) を参照

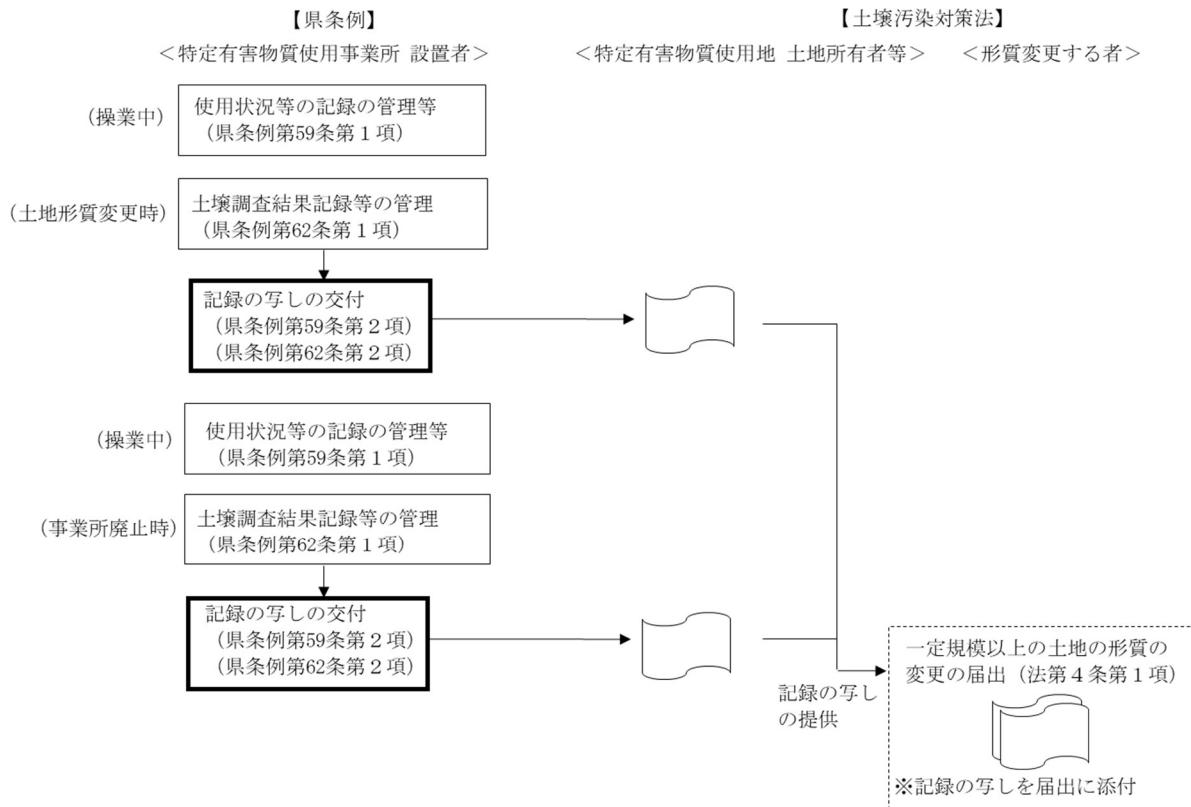


図9 特定有害物質使用地が借地である場合の記録の写しの交付イメージ

2. 6 義務の適用除外（県条例第 63 条）

特定有害物質使用地及びダイオキシン類管理対象地において、土地の区画形質の変更に伴う公害が見込まれない状態になった場合においては、県条例第 59 条から第 62 条の 2までの義務の適用を除外しています。具体的には、次の 3 つの場合が対象となります。

なお、これらに該当した場合であっても、その後に当該土地を含む敷地において特定有害物質又はダイオキシン類特定施設の使用が行われた場合は、再度、特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地として規制の対象となります。

(1) 汚染された土壤の無害化処理が完了した場合

原位置抽出、原位置分解、ファイトレメディエーション、原位置土壤洗浄といった土壤汚染の除去処理が行われた土地が該当します。

(2) 汚染された土壤を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合

汚染された土壤を掘削し、敷地外に持ち出され、当該土地については汚染土壤が存在しなくなる場合が該当します。

なお、汚染土壤を敷地外で処理する際には、条例第 58 条第 3 項及び条例第 58 条の 3 から第

58 条の 5 までの規定に従い適切に処理を行う必要があることはいうまでもありませんが、場所を変えた公害の発生の要因ともなりかねないことから、事業者においてはできる限り現地内処理を優先することが望されます。

(3) その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合

主に事業所廃止時の調査（2.3 参照）又は土地の区画形質変更時の調査（土地の区画変更に伴う調査に限る。2.4 参照）により、土壤汚染の基準（条例第 58 条第 2 項の規則で定める基準）に適合しないことが確認されなかった土地がこれに該当します。

2. 7 義務不履行者に対する勧告等

(1) 義務不履行者等に対する勧告（県条例第 110 条の 2）

知事（市長）は、次の者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告する場合があります。

ア 特定有害物質使用事業所及び特定有害物質使用地関係

(ア) 第 59 条第 1 項の規定に基づく特定有害物質の使用状況等の調査・記録を行っていない者

(イ) 第 59 条第 2 項の規定に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の引継ぎ等を行っていない者

(ウ) 第 59 条第 3 項の規定に基づく廃止時の調査を実施しない者

(エ) 第 60 条第 1 項の規定に基づく区画形質の変更の届出を行っていない者

(オ) 第 60 条第 2 項の規定に基づく土地区画形質変更時の調査を実施していない者

(カ) 第 60 条第 4 項の規定に基づく特定有害物質使用地公害防止計画を作成していない者

(キ) 第 60 条第 5 項の規定に基づく特定有害物質使用地公害防止計画の実施を行っていない者

(ク) 第 60 条第 6 項の規定に基づく非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出を行っていない者

(ケ) 第 62 条第 1 項の規定に基づく土壤の汚染状況の調査結果の記録又は公害防止計画の実施の記録の作成又は保存を行っていない者

(コ) 第 62 条第 2 項の規定に基づく土壤の汚染状況の調査結果の記録若しくはその写し又は公害防止計画の実施の記録若しくはその写しの引継ぎ等を行っていない者

(モ) 第 62 条の 2 の規定に基づく土壤汚染による地下水への影響の調査を行っていない者

イ ダイオキシン類管理対象事業所及びダイオキシン類管理対象地関係

(ア) 第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定施設の使用状況等の調査・記録を行っていない者

(イ) 第 63 条の 2 第 2 項の規定に基づく特定施設の使用状況等の記録の引継ぎ等を行っていない者

(ウ) 第 63 条の 2 第 2 項の規定により準用する廃止時の調査を実施しない者

(エ) 第 63 条の 3 の規定により準用する区画形質の変更の届出を行っていない者

(オ) 第 63 条の 3 の規定により準用する土地区画形質変更時の調査を実施していない者

(カ) 第 63 条の 3 の規定により準用する公害防止計画を作成していない者

(キ) 第 63 条の 3 の規定により準用する公害防止計画の実施を適正に行っていない者

- (ク) 第63条の3の規定により準用する非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出を行っていない者
- (ケ) 第63条の3の規定により準用する土壤の汚染状況の調査結果の記録又は公害防止計画の実施の記録の作成又は保存を行っていない者
- (コ) 第63条の3の規定により準用する土壤の汚染状況の調査結果の記録又は公害防止計画の実施の記録若しくはその写しの引継ぎ等を行っていない者
- (ヲ) 第63条の3の規定により準用する土壤汚染による地下水への影響の調査を行っていない者

ウ その他

- (ア) 第60条の2第1項の規定による周知計画を作成していない者
 - (イ) 第60条の2第2項の規定による周知計画の提出を行っていない者
 - (ウ) 第60条の2第3項の規定による周知計画の実施を適正に行っていない者
- (2) 勧告に従わない者の氏名等の公表（県条例第110条の3）
(1)の勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、知事（市長）は、勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができます。

2. 8 特定有害物質使用地等で自主調査を行った場合の扱い

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において行われた自主調査の結果、土壤汚染が判明した場合の届出義務は、次に記載のとおりです。

ただし、届出義務がなくても、土壤汚染が周辺地下水に影響している可能性があることや土壤汚染除去工事等により周辺環境に影響を与える場合がありますので、行政へ情報提供をして必要な助言や指導を受けるようにしてください。

(ア) 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において、土地の区画形質の変更計画はないものの、使用等していた物質について自主的に調査を行い土壤汚染が判明した場合

調査のみであれば、記録の管理を行う義務がありますが、届出の義務はありません。ただし、その後に汚染土壤の除去等を行う場合は、土地の区画形質の変更に当たるため、土地の区画形質変更届出（及びそれに伴う土壤調査報告、公害防止計画等の提出）が必要となります。

その場合、自主調査が条例の調査方法と同様に行われていれば、再度調査を行う必要はなく、自主調査の結果を土壤調査報告に活用することができます。

(イ) 特定有害物質使用地で、使用等をしていなかった特定有害物質について自主的に調査を行い土壤汚染が判明した場合

使用等をしていなかった特定有害物質については届出の義務の対象にはなりませんが、その後に汚染土壤の除去等を行う場合は、特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に当たるため、土地の区画形質変更届出の対象となり、使用等していた物質について土壤調査の実施等が必要となります。

なお、使用等していた物質について汚染のおそれが認められない場合については、土地の区画形質変更に伴う公害防止計画等の作成は必要ありません。

3 よくあるQ&A

1 条例の解釈について

Q 1 : 特定有害物質使用事業所とは何を指しますか。

A 1 : 特定有害物質使用事業所とは特定有害物質を製造し、使用し、処理し、または保管している事業所又はしていた事業所であり、指定事業所であるか否かは問いません。
(p6~8 を参照)

Q 2 : 特定有害物質使用地とは何を指しますか。

A 2 : 特定有害物質使用事業所の敷地、特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地、特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地、以上の全てが特定有害物質使用地となります。
(p6~8 を参照)

Q 3 : 特定有害物質使用事業所の一括売却後、購入者が特定有害物質使用事業所を承継して使用する場合、特定有害物質使用事業所の廃止に該当しますか。

A 3 : 購入者が特定有害物質使用事業所を承継して使用する場合は廃止には該当しません。例えば、相続、合併又は分割により事業所を承継する場合のほか、企業の組織再編に伴う子会社への事業譲渡により、事業所を承継する場合が想定されます。なお、その際、事業所を承継して使用する者が、将来事業所を廃止する際に条例に基づく土壌調査を行うことを了承している必要があります。

Q 4 : 特定有害物質使用地において、掘削深度が 50 センチメートル未満の工事を行う場合でも土地の形質の変更に伴う届出及び土壌の汚染状況に係る調査は必要ですか。

A 4 : 次の条件をすべて満たす場合は、形質の変更に係る計画等を届出る必要はありません。
(詳細については p31-32 参照)

- ① 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。
- ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。
- ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 センチメートル未満であること。

また、届出を要する形質変更であっても、次の条件を満たす場合は、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況に係る調査を実施する必要はありません。
(詳細については p32-33 参照)

- a) 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による土壌汚染のおそれの区分の分類として条例第 58 条の 6 の規定による指針に定めるものをいう。）における土地の形質の変更

- b) a)に掲げる土地以外の土地における土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に第一種特定有害物質による汚染のおそれがないと認められること。
 - イ 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。
 - ウ 土壤を掘削する深さまで帶水層が存在しないと認められること。
 - エ 掘削した土壤の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。

Q 5 : 特定有害物質を微量含む製品を使用していた場合、特定有害物質を使用等していたことになりますか。

A 5 : 添加剤等として特定有害物質を濃度 1 %未満で含む製品の製造、使用又は処理は、原則として特定有害物質の使用等には該当しません。ただし、特定有害物質を主たる目的に沿って原料等として使用する場合は、その濃度に関わらず、特定有害物質の使用等に該当します。(p15、16 を参照)

Q 6 : 特定有害物質使用地を譲渡する際に、汚染が確認された土壤の掘削除去が完了している場合でも、譲渡先に土壤調査結果記録等を引き継ぐ必要はありますか。

A 6 : 特定有害物質使用地において汚染土壤の掘削除去が完了している場合は、条例第 59 条から第 62 条の 2 までの規定は適用されないので、土壤調査結果記録等の引き継ぎは必要ありません。ただし、原位置封じ込め等の維持管理の必要な措置を行った土地については、条例第 59 条から第 62 条の 2 までは適用されます。

Q 7 : ガソリンスタンドを廃止する際に土壤調査は必要ですか。

A 7 : ガソリンスタンドでベンゼンを微量含むガソリンを保管・販売することはベンゼンの使用等に該当しないため、条例第 59 条及び第 60 条に基づく土壤調査の義務はありません。ただし、埋設管などから漏洩して土壤に流出すると、ベンゼンによる地下水汚染を引き起こす可能性があり、周辺の井戸の使用等に影響を与えますので、自主調査等で地下への漏洩が判明した場合は、すみやかに報告してください。

なお、汚染が判明した場合は、環境省の中央環境審議会土壤農薬部会 土壤汚染技術基準等専門委員会が作成した「油汚染対策ガイドライン」を参考に対策を行ってください。

Q 8 : ダイオキシン類管理対象事業所とは何を指しますか。

A 8 : ダイオキシン類管理対象事業所は、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に定められている廃棄物焼却炉等の特定施設を設置している又は過去に設置していた事業所です。

なお、設置とはダイオキシン類対策特別措置法で届出が必要な状態を指すもので、届出

の有無は問いません。ただし、施設がその場にあっても、ダイオキシン類対策特別措置法施行（平成 12 年 1 月 15 日）以前に使用を廃止している場合はダイオキシン類管理対象事業所に該当しません。（p6、7、9 を参照）

Q9：ダイオキシン類管理対象地とは何を指しますか。

A9：ダイオキシン類管理対象事業所の敷地、ダイオキシン類管理対象事業所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地、ダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該事業所の敷地、以上の全てがダイオキシン類管理対象地となります。（p6、7、9 を参照）

Q10：ダイオキシン類管理対象地を譲渡する際に、汚染が確認された土壌の掘削除去が完了している場合は、特定有害物質使用地と同様に譲渡先への土壌調査結果記録等の引き継ぎは不要となりますか。【関連質疑 Q6】

A10：特定有害物質使用地と同様に土壌調査結果記録等の引き継ぎは不要となります。

2 条例の手続きについて

Q11：条例施行（平成 10 年 4 月 1 日）以前に廃止した特定有害物質使用事業所の跡地を購入し、その後、当該土地の区画形質を変更する場合は土壌調査や報告の必要はありますか。

A11：条例が施行された平成 10 年 4 月 1 日以前に当該土地を購入し、その後、特定有害物質を使用等していない場合は、特定有害物質使用地とならないため、区画形質を変更する際に土壌調査や報告は必要ありません。しかし、その後、特定有害物質を使用等した場合や平成 10 年 4 月 1 日以降に当該土地を購入した場合は、特定有害物質使用地となるため、区画形質の変更時に土壌調査と報告が必要となります。（p8 を参照）

Q12：個人の敷地でも、土地の区画形質の変更の際に届出の必要はありますか。

A12：条例の届出義務は特定有害物質等を使用している事業者に課しているものであり、誰にでも区画形質変更時の土壌調査や届出の必要があるわけではありません。ただし、個人であっても事業を営んでいる場合は事業者となりますので、区画形質の変更等の際には、土壌調査や届出の義務が適用されます。

Q13：自主的に土壌調査を実施したのですが、報告する必要がありますか。

A13：条例の規定では、特定有害物質使用事業所の廃止、特定有害物質使用地の区画形質の変更等の際に届出を義務付けていますが、自主的に行った調査は報告の必要はありません。ただし、届出義務がなくても土壌汚染が周辺地下水に影響している可能性や土壌汚染除去工事等が周辺環境へ影響を与える場合がありますので、行政へ情報提供し、必要な助言や指導を受けてください。（p12～14、39 を参照）

Q14：特定有害物質使用事業所がビル内のテナントである場合は、廃止時の調査をいつ行えばよいのですか。

A14：特定有害物質使用事業所がビル内のテナントである場合は、一般的にテナントの退去をもって特定有害物質使用事業所の廃止に該当すると考えられることから、その際に廃止時の調査を行う必要が生じます。ただ、テナントの退去時期とビルの解体時期が一致せず、土壤調査を行うことに対してビル管理者の了解が得られないといった理由から、特定有害物質使用者が条例に基づく廃止時の調査を実施する意思があるにも関わらず、調査が行えない場合も想定されます。

廃止時調査が行われていない場合、将来ビルの解体等に伴い土地の区画形質変更を行う際には、条例第60条第2項により廃止時調査で行われるべき内容を含めた土壤調査を行う必要が生じますが、当該調査を行う者はその時点で当該土地において事業を行っている者（一般的にはビルの管理者）となります。テナントの退去時には、条例第59条第2項に基づき明け渡し先（ビルの管理者）に対して特定有害物質の使用状況等の記録を引き継ぐ必要がありますので、このような場合には将来において必要となる土壤調査の内容等について、予め両者で確認を行うようにしてください。

Q15：土壤汚染対策法第3条に基づく土壤調査は、事業活動を継続する等の場合に同法ただし書に基づき土壤調査が猶予されますが、条例にも土壤汚染対策法と同様に土壤調査を猶予する規定はありますか。

A15：条例第59条第3項で規定する「特定有害物質使用事業所を廃止するとき」とは、現在その場所で行われている事業を、再開を前提とせずに取りやめることをいいます。

土壤汚染対策法第3条第1項に基づく廃止時調査の対象となる土地であって、将来、土地所有者等により廃止時調査が実施されると認められるときは、条例第59条第3項ただし書（廃止時調査及び報告を要さない。）に該当しますので、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時点で事前相談をお願いします。

特定有害物質使用事業所の敷地のうち土壤汚染対策法第3条第1項に基づく調査の対象とならない土地は条例第59条第3項ただし書に該当しません。

なお、特定有害物質使用事業所の敷地のうち土壤汚染対策法第3条第1項に基づく調査の対象とならない土地は条例第59条第3項ただし書に該当しません。

Q16：3,000m²以上の土地について形質の変更を行う場合には、土壤調査を行う必要がありますか。

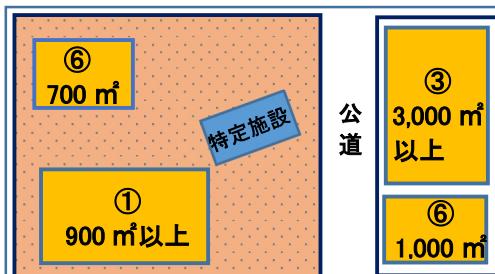
A16：県条例では、特定有害物質使用地において土地の形質の変更をしようとするときに届出を要することとしていますが、土壤汚染対策法による一定規模の土地の形質の変更（3,000 m²以上。操業中の有害物質使用特定事業場の土地又は同法第3条第1項ただし書により調査猶予を受けた土地にあっては、900 m²以上）については、同法による届出が義務化されています。

務付けられているため、条例による届出は不要とし、調査及び報告を要しません。

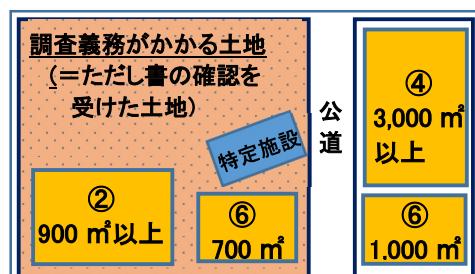
なお、条例では、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の設置をせずに、特定有害物質を使用等する場合にあっても届出の対象としていることに留意する必要があります。

- ①：法第4条第1項（900 m²以上）の規定により法で届出
- ②：法第3条第7項（900 m²以上）の規定により法で届出
- ③、④及び⑤：法第4条第1項（3,000 m²以上）の規定により法で届出
- ⑥：法届出の対象外（条例で届出）

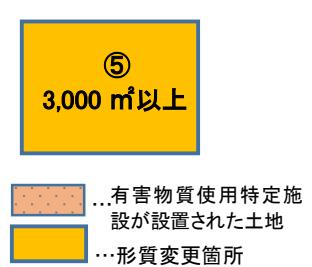
操業中の有害物質使用特定事業場



法第3条調査の猶予を受けた事業場



事業場以外の土地



Q17： 土壤汚染が判明した場合、特定有害物質使用地の区画形質を変更する際には公害防止計画とともに周知計画を作成しなければならないとありますが、周知の対象者及び対象範囲はどこまでですか。

A17： 周知の対象範囲は、土壤又は地下水の汚染によって影響が生じると予想される範囲としますが、影響が生ずると予想される範囲が明確にならない場合や、当該地にある自治会及び当該地に隣接する自治会（以下、「近隣自治会」という。）の範囲より小さい場合については、少なくとも近隣自治会の範囲を対象として周知を行うものとしてください。また、当該地に自治会が存在しない場合は、地域の実情にあわせ、同一小字内の地域など、自治会相当の範囲としてください。

周知の対象者は、原則として対象範囲内の住民としますが、土壤又は地下水汚染による周辺への影響の程度等を勘案し、必要に応じて対象範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるようにしてください。

周知の具体的な方法や内容については、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の4. 4を参照してください。

Q18： 公害防止計画書には、具体的にどのような事項を記載すればよいのですか。

A18： 公害防止計画書には少なくとも次の事項について記載してください。

なお、より具体的な内容については、「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の4. 2を参照してください。

- ① 土地の区画形質の変更の方法に関する事項及び土壤汚染に起因する公害を防止するための措置に関する事項
- ② 汚染土壤を敷地外に搬出し、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合にあっては、当該運搬又は処理が適正に行われるための措置に関する事項
- ③ 汚染土壤を敷地外に搬出し、自らその運搬又は処理を行う場合は、当該運搬又は処理

に伴う公害を防止するために講ずる措置に関する事項

④ 管理・責任体制に関する事項

⑤ 土壤汚染の除去等の措置として行われる土地の形質の変更については、汚染の除去等の措置の実施の方法に関する事項

また、公害防止計画書を提出した後、計画内容を変更する必要が生じた場合は速やかに行政にご相談ください。

Q19：ボーリング調査及び地下水調査の結果、汚染が帯水層に達していることが判明した場合は、どうしたらよいのですか。

A19：県条例第113条の6又は土壤汚染対策法第5条の規定により、汚染土壤の封じ込めや地下水汚染の拡大の防止等の措置が求められる場合がありますので、速やかに行政へ情報提供をして必要な助言や指導を受けるようにしてください。

3 土壤汚染調査と公害防止措置について

Q20：条例施行(平成10年4月1日)以後は、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況等を調査し、その結果を記録することが義務付けられていますが、それ以前についてはいつの時点まで遡って調査する必要がありますか。

A20：可能な限り遡って調査をお願いします。

Q21：資料等調査は、具体的にどのように行えばよいのですか。

A21：特定有害物質の使用状況等について調査し、使用物質、使用場所等を把握してください。使用記録を作成していなかった場合は、改めて事業活動記録、産業廃棄物管理票及び過去の製品等から使用状況を調査します。また、社内関係者に対して聞き取りを行い、記録に残っていない事故や不適切な取り扱いがなかったかどうかを確認します。

詳細は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(3)及び指針3(3)を参照してください。

Q22：特定有害物質使用事業所が区画形質の変更を行う場合、土壤調査はどの範囲まで行えますか。

A22：区画形質を変更する区域及びそれに隣接する区画であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域となります。

詳細は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(2)を参照してください。

Q23：条例に基づく土壤調査を行う場合、試料採取等を行う区画の選定は土壤汚染対策法と同じですか。

A23： 基本的に同じです。ただ、条例に基づく調査では、単位格子を設定する際の起点の位置について、土壤汚染対策法の考え方と異なる方法による設定が認められる場合があります。

詳細は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(5)、(6)を参照してください。

Q24： 特定有害物質使用事業所の廃止時や土地の区画形質の変更時に実施する土壤の試料採取等調査は、具体的にどのような方法で行えばよいのですか。

A24： 資料等調査の結果、過去に特定有害物質の使用等の履歴が判明した場合は、過去に取り扱っていた特定有害物質による汚染のおそれがある区域について、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）は表層土壤ガス調査を、第二種特定有害物質（重金属類）及び第三種特定有害物質（農薬類）は表土調査を行ってください。

詳細は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(7)以降を参照してください。

Q25： 条例では土壤汚染の判断基準として溶出量調査だけではなく含有量調査を行う必要があるですか。

A25： 第二種特定有害物質（重金属等）については、溶出量調査だけでなく含有量調査も行う必要があります。

Q26： 異なる場所で複数の特定有害物質を取り扱っていた場合、土壤調査はどのように行えますか。

A26： 調査対象地について、取り扱っていた特定有害物質（調査対象物質）毎に汚染のおそれの区分の分類を行い、試料採取等を行う位置を決定します。

詳細は、「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針・同解説」の指針2(5)以降を参照してください。

Q27： 土壤調査を行い汚染が判明した場合、土地の形質の変更はできなくなるのですか。また、何かしらの対策を行う必要があるのですか。

A27： 土壤調査の結果、汚染が判明した場合でも、公害防止のための適切な措置が講じられれば土地の形質の変更を行うことができます。

なお、土壤汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合又は条例第113条の6の規定により措置が必要とされる環境汚染（地下水汚染）が生じている場合は、土壤汚染の除去等の措置が求められますので、窓口までご相談ください。

【参考】

具体的な内容	
汚染された土地で土地の区画形質変更を行う際の公害防止の方法	「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の4.1及び4.2を参照
汚染された土地から汚染土壤を搬出して運搬・処理を行う際の公害防止の方法	「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の5.1～5.3を参照
土壤汚染の除去等の措置	「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の4.3及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版」(平成31年3月)5.4、5.5を参照

Q28：ダイオキシン類の土壤調査は、具体的にどのような方法で行えばよいのですか。

A28：「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」の3を参照してください。

4 その他

Q29：条例に基づく公表制度とは、どのようなものですか。

A29：特定有害物質使用事業所若しくはダイオキシン類管理対象事業所の廃止又は特定有害物質使用地若しくはダイオキシン類管理対象地の区画変更を契機として行われた土壤調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、台帳による窓口閲覧、ホームページへの掲載により当該土地の所在や汚染状況等を公表します。

なお、公表した内容は汚染土壤の浄化・除去措置が完了した際には削除します。

Q30：土壤汚染対策法に基づく要措置区域等に該当しない特定有害物質使用地から搬出される汚染土壤についての規定はありますか。

A30：条例第58条第3項、第58条の4及び第58条の5の規定に従って、適切に運搬や処理を行うようにしてください。

また、汚染土壤を用いた埋立て、盛土その他土地への堆積行為は、条例第58条の3により、公害発生のおそれがないものとして規則に定める条件を満たす場合を除き禁止されています。

詳細は、1.2.3 (p12) を参照してください。

Q31：条例に基づく土壤調査は土壤汚染対策法に規定する指定調査機関でなければいけませんか。

A31：土壤汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されることから、調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者についての適切な技術的能力が求められます。土壤汚染対策法では、調査を的確に実施することができ

る者を指定調査機関として環境大臣が指定し、同法に基づき土壤汚染の調査を行う者を当該機関に限定しています。

条例に基づき土壤汚染の調査を行う場合は、指定調査機関に調査を委託しなければならないという義務規定は設けていませんが、調査結果の信頼性を確保する必要があることは条例に基づく調査でも同様であり、また条例の調査を行った後に土壤汚染対策法に基づく調査義務が適用される場合もあり得ることから、調査は指定調査機関に委託して行なうことが望まれます。

4 相談窓口及び手続きの一覧等

4. 1 相談窓口一覧

土壤汚染対策法及び県条例の届出内容等についてのご相談は、相談に係る土地の所在地によって窓口が異なります。窓口は下表のとおりです。

また、横浜市域及び川崎市域については市条例により土壤汚染対策が定められているため、県条例の土壤汚染部分は適用除外となります。

横浜市域のご相談は、横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壤環境課（電話 045-671-2121（代表））

川崎市域のご相談は、川崎市 環境局 環境対策部 環境保全課（電話 044-200-2111（代表））

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話
相模原市	相模原市 環境経済局 環境共生部 環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241 (直通)
横須賀市	横須賀市 環境政策部 環境保全課	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地	046-822-8329 (直通)
平塚市	平塚市 環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764 (直通)
藤沢市	藤沢市 環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519 (直通)
小田原市	小田原市 環境部 環境保護課	〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地	0465-33-1483 (直通)
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 環境部 環境保全課	〒250-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1	0467-81-7177 (直通)
厚木市	厚木市 環境農政部 生活環境課	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17	046-225-2752 (直通)
大和市	大和市 環境農政部 生活環境保全課	〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1	046-260-5106 (直通)
鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-1	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、 清川村	神奈川県 県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、 二宮町	神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0054 平塚市中里 50-1	0463-45-3150 (代表)
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、 湯河原町	神奈川県 県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

4. 2 手続き一覧

(1) 特定有害物質使用地に関する手続き

※各書類の提出先は、4. 1 (p49) に記載の相談窓口となります。

いつ	誰が	何を	何の書式で () 内は掲載ページ
特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき	特定有害物質使用事業所の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤調査の結果 ・地下水への影響調査の結果(土壤汚染が判明した場合) ・特定有害物質の使用状況等の記録 ・その他、様式記載事項 	特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書 第22号様式(p53) 〔地下水への影響調査結果報告書(第30号様式(p61))〕
特定有害物質使用地の土地の区画形質を変更しようとするとき	当該変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の区画形質の変更に係る計画 ・その他、様式記載事項 	土地区画形質変更等届出書 第23号様式(p54)
特定有害物質使用地の土地の区画形質変更に伴う土壤調査が終了したとき	当該土地の区画形質の変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤調査の結果 ・地下水への影響調査の結果(土壤汚染が判明した場合) 	土壤調査報告書 第24号様式(p55) 〔地下水への影響調査結果報告書(第30号様式(p61))〕
特定有害物質使用地の土地の区画形質変更に伴う土壤調査の結果、土壤汚染が判明したとき	当該土地の区画形質の変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画(土地の区画形質変更に伴う公害を防止するための計画) 	公害防止計画書 第25号様式(p56)
		<ul style="list-style-type: none"> ・周知計画(周辺地域の住民等への周知の計画) 	周知計画書 第28号様式(p59)
周知地域の住民等への周知が完了したとき	周知計画を提出した者	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の実施結果 	周知計画完了報告書 第29号様式(p60)
公害防止計画を完了したとき	公害防止計画書を提出した事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画の実施の結果 	公害防止計画完了報告書 第26号様式(p57)
非常災害のため必要な応急措置として特定有害物質使用地の土地の形質を変更した場合、14日以内に	当該変更をした事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・形質変更の内容、その他様式記載事項 	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 第27号様式(p58)
環境汚染を確認したとき	環境汚染原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染対策計画 	環境汚染対策計画報告書 第51号様式(p62)
環境汚染対策計画が完了したとき	環境汚染対策計画を作成した者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染対策を実施した結果 	環境汚染対策完了報告書 第52号様式(p63)

(2) ダイオキシン類管理対象地関係

※各書類の提出先は、4. 1 (p49) に記載の相談窓口となります。

いつ	誰が	何を	何の書式で () 内は掲載ページ
ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするとき	ダイオキシン類管理対象事業所の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤調査の結果 ・地下水への影響調査の結果(土壤汚染が判明した場合) ・特定施設の使用状況等の記録 ・その他、様式記載事項 	特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書 第22号様式(p53) 〔地下水への影響調査結果報告書(第30号様式(p61))〕
ダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質を変更しようとするとき	当該変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の区画形質の変更に係る計画 ・その他、様式記載事項 	土地区画形質変更等届出書 第23号様式(p54)
ダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質変更に伴う土壤調査が終了したとき	当該土地の区画形質の変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤調査の結果 ・地下水への影響調査の結果(土壤汚染が判明した場合) 	土壤調査報告書 第24号様式(p55) 〔地下水への影響調査結果報告書(第30号様式(p61))〕
ダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質変更に伴う土壤調査の結果、土壤汚染が判明したとき	当該土地の区画形質の変更をしようとする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画(土地の区画形質変更に伴う公害を防止するための計画) 	公害防止計画書 第25号様式(p56)
		<ul style="list-style-type: none"> ・周知計画(周辺地域の住民等への周知の計画) 	周知計画書 第28号様式(p59)
周知地域の住民等への周知が完了したとき	周知計画を提出した者	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の実施結果 	周知計画完了報告書 第29号様式(p60)
公害防止計画を完了したとき	公害防止計画書を提出した事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画の実施の結果 	公害防止計画完了報告書 第26号様式(p57)
非常災害のため必要な応急措置としてダイオキシン類管理対象地の土地の形質を変更した場合、14日以内に	当該変更をした事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・形質変更の内容、その他様式記載事項 	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 第27号様式(p58)
環境汚染を確認したとき	環境汚染原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染対策計画 	環境汚染対策計画報告書 第51号様式(p62)
環境汚染対策計画が完了したとき	環境汚染対策計画を作成した者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染対策を実施した結果 	環境汚染対策完了報告書 第52号様式(p63)

(3) (1)(2)のほか、土壤汚染対策法の対象となる土地に関するもの

※各書類の提出先は、4. 1 (p49) に記載の相談窓口となります。

いつ	誰が	何を	何の書式で () 内は掲載ページ
土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の結果土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染が判明した場合	当該土壤汚染状況調査をさせた(土地所有者等)	・地下水への影響調査の結果	地下水への影響調査結果報告書 第30号様式(p61)
土壤汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域において土地の区画形質を変更しようとするとき	当該変更をしようとする事業者	・周知計画(周辺地域の住民等への周知の計画)	周知計画書 第28号様式(p59)
周知地域の住民等への周知が完了したとき	周知計画を提出した者	・周知の実施結果	周知計画完了報告書 第29号様式(p60)
環境汚染を確認したとき	環境汚染原因者	・環境汚染対策計画	環境汚染対策計画報告書 第51号様式(p62)
環境汚染対策計画が完了したとき	環境汚染対策計画を作成した者	・環境汚染対策を実施した結果	環境汚染対策完了報告書 第52号様式(p63)

4. 3 様式

第22号様式（第50条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第59条第3項（第63条の2第2項において準用する第59条第3項）の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称		
	所 在 地		
廃止予定年月日	年 月 日		
廃止の理由			
△条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録			
調査期間	年 月 日から	年 月 日まで	
△調査事項			
△調査方法			
△調査結果	概要		
	詳細		
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)	

- 備考 1 移転による廃止等の場合は、移転後の所在地及び連絡先を廃止の理由の欄に記入してください。
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
3 不用の文字は、抹消してください。
4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第23号様式（第51条関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

土地区画形質変更等届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所

氏　名
〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第1項（第63条の3において準用する第60条第1項）の規定により次のとおり届け出ます。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称						
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域						
土地の区画形質の変更計画の名称						
土地の区画形質の変更の実施予定期間	年　月　日から	年　月　日まで				
△土地の区画形質の変更場所、変更計画及び変更に係る工事計画の詳細						
土地区画形質の変更理由	<input type="checkbox"/> 汚染の除去等の措置 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
土地区画形質変更後の特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の利用計画						
△条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録						
△公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 規則第51条の3第1号に該当 <input type="checkbox"/> 規則第51条の3第2号に該当					
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)					

備考 1 □のある欄には、該当する□内に△印を記入してください。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3 条例第59条第3項(第63条の2第2項において準用する第59条第3項)の規定による廃止報告が既になされている場合には、条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録の欄の記載は不要です。

4 不用の文字は、抹消してください。

5 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

土壤調査報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第2項（第63条の3において準用する第60条第2項）の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称							
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域							
調査期間		年	月	日から	年	月	日まで
△調査事項							
△調査方法							
△調査結果	概要						
	詳細						
連絡先		担当部課等名					
		担当者氏名					
		電話番号	(内線)				

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

公害防止計画書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所

氏　名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第4項(第63条の3において準用する第60条第4項)の規定により次のとおり提出します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称						
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域						
土地区画形質の変更計画の名称						
土地区画形質の変更の実施予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
公害防止計画の実施予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
△公害防止計画の内容						
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)					

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 代理人が提出する場合には、当該代理人が当該提出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

公害防止計画完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第5項（第63条の3において準用する第60条第5項）の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称						
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域						
土地の区画形質の変更の実施期間	年	月	日から	年	月	日まで
公害防止計画の実施期間	年	月	日から	年	月	日まで
△公害防止計画の実施結果						
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)					

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第27号様式（第55条の2関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所

氏　名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第6項（第63条の3において準用する第60条第6項）の規定により次のとおり届け出ます。

特定有害物質使用地（ダイオキシン類管理対象地）に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）の名称	
特定有害物質使用地（ダイオキシン類管理対象地）の位置及び区域	
土地の形質の変更の実施期間	年　月　日から　年　月　日まで
△土地の形質の変更場所及び変更内容	
土地の形質の変更を行った理由	
土壤の搬出の有無及び搬出先	<input type="checkbox"/> 有（搬出先： <input type="checkbox"/> 無）
△条例第59条第1項（第63条の2第1項）の規定による記録	□条例第59条第3項（第63条の2第2項で準用する第59条第3項）の規定により　年　月　日提出済み
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

備考 1 □のある欄には、該当する□内に△印を記入してください。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3 不用の文字は、抹消してください。

4 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

周知計画書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名
 代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条の2第2項(第63条の3において準用する第60条の2第2項)の規定により次のとおり提出します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	
周知計画の内容	周知計画の実施予定年月日
	周知の方法
	△周知の対象
	△周知の内容
	その他
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
 2 不用の文字は、抹消してください。
 3 代理人が提出する場合には、当該代理人が当該提出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

□×○

周知計画完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名
 代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条の2第3項(第63条の3において準用する第60条の2第3項)の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称		
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域		
周知結果	周知計画の実施年月日	
	周知の方法	
	周知の対象	
	周知の内容	
	△周知対象者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答	
連絡先		担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」を記載し、別紙を添付してください。
- 2 「周知の方法」、「周知の対象及」び「周知の内容」の欄の記載については、周知計画届出書に記載した内容と変更がない場合は、その旨を記載してください。
- 3 不用の文字は、抹消してください。
- 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

地下水への影響調査結果報告書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所

氏　名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第62条の2（第63条の3において準用する第62条の2）の規定により次のとおり報告します。

調査の対象となる土地の位置及び区域			
調査年月日	年	月	日
△調査事項及び調査結果			
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号	(内線)	

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
2 不用の文字は、抹消してください。
3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第51号様式（第93条の4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

環境汚染対策計画報告書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住　所
氏　名
〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕
代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条の6第1項の規定により次の環境汚染原因地について環境汚染対策計画を作成しましたので、報告します。

環境汚染原因地 の名称等	名　称	
	所　在　地	
環境汚染対策計画の実施予定期間	年　月　日から	年　月　日まで
△環境汚染対策計画の内容		
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電　話　番　号	(内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

環境汚染対策完了報告書

年　月　日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所
氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条の6第2項の規定により次の環境汚染原因地について環境汚染対策を完了しましたので、報告します。

環境汚染原因地 の名称等	名 称	
	所 在 地	
環境汚染対策の実施期間	年　月　日から	年　月　日まで
△環境汚染対策の実施結果		
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号	(内線)

備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

4. 4 手続き用チェックシート

チェックシート1 (廃止報告書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	事業所名称	正しく記載であること	
4	所在地	正しく記載であること	
5	廃止予定年月日	正しく記載であること	
6	廃止の理由	正しく記載であること 移転による廃止の場合、移転先の所在地及び連絡先が記載してあること	
7	条例第59条第1項(条例第63条の2第1項)の規定による記録	特定有害物質又はダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査の記録が現行の状態を反映したものであることを確認し、添付していること。	
8	調査期間	正しく記載であること	
9	調査事項 ※11「調査方法」とまとめて記載することも可能	<次の事項を示した書類が添付されていること> 敷地面積、調査対象面積 調査対象地の位置図 調査契機 ※土壤汚染対策法に基づく調査と重複するため、条例に基づく調査が不要となった場合は、その旨を記載すること。 調査対象物質 調査数量 ※試料採取数量、ボーリング実施数量、分析数量等	/
10	調査方法	<次の事項を示した書類が添付されていること> 実施した調査の種類及び調査の一部省略の有無 ※資料等調査、表層調査、深度方向調査、地下水調査等、実施した調査の概要を記載 ※調査義務が発生する前に行われた調査の結果を利用する場合はその旨記載されていること。 調査の実施期間 ※資料等調査、試料採取等、分析等の各期間を記載 調査者及び分析者の名称・所在地	/
11	調査結果(概要)	<次の事項を示した書類が添付されていること> 調査対象物質	/

		<p>調査対象物質毎の調査結果概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶出量と含有量の濃度範囲 ・最大汚染深度 ・地下水汚染の有無（有る場合は、濃度範囲） <p>基準不適合区画数及び面積</p> <p>併せて、応急対策の内容及び今後の対策の予定の有無（有る場合はその内容）について記載してください。</p>	
12	調査結果（詳細） <特定有害物質>	<p><次の事項を示した書類が添付されていること></p> <p>調査対象地の設定範囲を示した図面（指針2(2)参照）</p> <p>資料等調査の結果（指針2(3)参照）</p> <p>試料採取等対象物質及びその選定理由（指針2(4)参照）</p> <p>土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面（指針2(5)参照）</p> <p>土壤ガス調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(6)(7)参照）</p> <p>土壤溶出量調査、土壤含有量調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(7)(8)参照）</p> <p>※試料採取を行う位置（深度）が適切であること。</p> <p>深度方向調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(9)参照）</p> <p>調査を一部省略（指針2(11)(13)(14)を参照）した場合は、土地所有者の同意が得られていることを証する書類</p> <p>汚染がある土地とみなされる区画を示した図面（指針2(10)参照）</p> <p>地下水への影響の調査方法及び調査結果、調査地点を示した図面（指針2(15)参照）</p>	
	調査結果（詳細） <ダイオキシン類>	<p><次の事項を示した書類が添付されていること></p> <p>調査対象地の設定範囲を示した図面（指針3(2)参照）</p> <p>資料等調査の結果（指針3(3)参照）</p> <p>土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面（指針3(4)参照）</p> <p>試料採取を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(5)(6)参照）</p> <p>汚染範囲確定調査のための試料採取を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(7)参照）</p> <p>深度方向調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(8)参照）</p> <p>汚染がある土地とみなされる区画を示した図面（指針3(9)参照）</p> <p>地下水への影響の調査方法及び調査結果、調査地点を示した図面（指針3(10)参照）</p>	
13	連絡先	正しく記載してあること	

チェックシート2 (土地区画形質変更等届出書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	土地区画形質の変更計画の名称	正しく記載であること	
6	土地区画形質の変更工事の実施予定期間	正しく記載であること	
7	土地の区画形質の変更場所、変更計画及び変更に係る工事計画の詳細	<次の書類が添付されていること> 区画形質の変更を行う範囲を示した図面 工事の工程を示した書類 区画形質の変更の内容について説明した書類	
8	土地区画形質の変更理由	正しく記載であること	
9	土地区画形質変更後の特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の利用計画	正しく記載であること	
10	条例第59条第1項(条例第63条の2第1項)の規定による記録	特定有害物質又はダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査の記録が現行の状態を反映したものであることを確認し、添付していること。	
11	公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更	該当する場合には、正しく記載であること <次の書類が添付されていること> 区画形質変更に伴う公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定める要件に該当する場合は、その根拠について説明する書類及び図面(①又は②のいずれか) ① 規則第51条の3第1項	

	<p>汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地(特定有害物質による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。)における土地の形質の変更であることの根拠について説明する資料及び図面</p> <p>② 規則第51条の3第2項</p> <p>ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に規則第2条の2第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められることの根拠について説明する書類及び図面</p> <p>イ 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないことの根拠について説明する書類及び図面</p> <p>ウ 土壤を掘削する深さまで帶水層が存在しないと認められることの根拠について説明する書類及び図面</p> <p>エ 掘削した土壤の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられることの根拠について説明する書類及び図面</p>	
12	連絡先	正しく記載であること

チェックシート3 (土壤調査報告書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	調査期間	正しく記載であること	
6	調査事項 ※8「調査方法」とまとめて記載することも可能	<次の事項を示した書類が添付されていること> 敷地面積、調査対象面積 調査対象地の位置図 調査契機 調査対象物質 調査数量 ※試料採取数量、ボーリング実施数量、分析数量等	/
7	調査方法	<次の事項を示した書類が添付されていること> 実施した調査の種類及び調査の一部省略の有無 ※資料等調査、表層調査、深度方向調査、地下水調査等、実施した調査の概要を記載 ※調査義務が発生する前に行われた調査の結果を利用する場合はその旨記載されていること。 調査の実施期間 ※資料等調査、試料採取等、分析等の各期間を記載 調査者及び分析者の名称・所在地	/
8	調査結果 (概要)	<次の事項を示した書類が添付されていること> 調査対象物質	/

		<p>調査対象物質毎の調査結果概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶出量と含有量の濃度範囲 ・最大汚染深度 ・地下水汚染の有無（有る場合は、濃度範囲） <p>基準不適合区画数及び面積</p> <p>併せて、応急対策の内容及び今後の対策の予定の有無（有る場合はその内容）について記載してください。</p>	
9	調査結果（詳細） ＜特定有害物質＞	<p><次の事項を示した書類が添付されていること></p> <p>調査対象地の設定範囲を示した図面（指針2(2)参照）</p> <p>資料等調査の結果（指針2(3)参照）</p> <p>※「土地区画形質変更等届出書」に添付したものと内容が同じ場合は、省略可</p> <p>試料採取等対象物質及びその選定理由（指針2(4)参照）</p> <p>土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面（指針2(5)参照）</p> <p>土壤ガス調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(6)(7)参照）</p> <p>土壤溶出量調査、土壤含有量調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(7)(8)参照）</p> <p>※試料採取を行う位置（深度）が適切であること。</p> <p>深度方向調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針2(9)参照）</p> <p>調査を一部省略（指針2(11)(13)(14)を参照）した場合は、土地所有者の同意が得られていることを証する書類</p> <p>汚染がある土地とみなされる区画を示した図面（指針2(10)参照）</p> <p>地下水への影響の調査方法及び調査結果、調査地点を示した図面（指針2(15)参照）</p>	
10	調査結果（詳細） ＜ダイオキシン類＞	<p><次の事項を示した書類が添付されていること></p> <p>調査対象地の設定範囲を示した図面（指針3(2)参照）</p> <p>資料等調査の結果（指針3(3)参照）</p> <p>※「土地区画形質変更等届出書」に添付したものと内容が同じ場合は、省略可</p> <p>土壤汚染のおそれの区分の分類を示した図面（指針3(4)参照）</p> <p>試料採取を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(5)(6)参照）</p> <p>汚染範囲確定調査のための試料採取を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(7)参照）</p> <p>深度方向調査を行った区画及び試料採取地点を示した図面、調査結果の一覧（指針3(8)参照）</p> <p>汚染がある土地とみなされる区画を示した図面（指針3(9)参照）</p> <p>地下水への影響の調査方法及び調査結果、調査地点を示した図面（指針3(10)参照）</p>	
10	連絡先	正しく記載してあること	

チェックシート4 (公害防止計画書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	土地区画形質の変更計画の名称	正しく記載であること	
6	土地区画形質の変更の実施予定期間	正しく記載であること	
7	公害防止計画の実施予定期間	正しく記載であること	
8	公害防止計画の内容	<次の内容が含まれた公害防止計画が添付されていること(指針4(2))> 土地の区画形質変更工事の内容 ※「土地区画形質変更等届出書」の記載内容と同じ場合は省略可 汚染された土壤に起因する公害の発生を防止するための措置の内容(指針4(1)) 汚染土壤を敷地外に搬出し、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合は、当該運搬又は処理が適正に行われるための措置の内容(指針5(1)) 汚染土壤を敷地外に搬出し、自ら汚染土壤の運搬又は処理を行う場合は、当該運搬又は処理に伴う公害の発生を防止するための措置の内容(指針5(2)~(4)) 当該土地の区画形質の変更に伴う公害を防止するための管理・責任体制に関する事項 汚染の除去等の措置として形質変更を行う場合は、汚染の除去等の措置の実施の方法に関する事項(指針4(3))	
9	連絡先	正しく記載であること	

チェックシート5 (公害防止計画完了報告書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	土地区画形質の変更の実施期間	正しく記載であること	
6	公害防止計画の実施期間	正しく記載であること	
7	公害防止計画の実施結果	<次の事項を示した書類が添付されていること> 公害防止計画の実施結果 ※計画の内容から変更が無い場合は、「〇年〇月〇日付け提出済み 公害防止計画書のとおり」と記載してください。 ※可能な限り工事中の写真を添付してください ・公害防止の為に設置した設備や対策状況に係る写真 ・汚染の除去等の措置の実施状況に係る（掘削除去した場合は、 掘削深度を明らかにする写真等） 汚染土壤の掘削に伴い底面管理等を行った場合は、その 結果 区域内浄化処理を行った場合は、処理後土壤の分析結果 汚染土壤を外部搬出した場合は、搬出土量の実績 汚染土壤の運搬又は処理を他者に委託した場合は、当該 運搬等の完了が確認できる書類(管理票の写し等) 地下水等のモニタリングを実施した場合は、その結果 汚染の除去等の措置に伴い、工事完了後も継続して地下 水等のモニタリングを行う場合は、その計画	
8	連絡先	正しく記載であること	

チェックシート6 (非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	土地の形質の変更の実施期間	正しく記載であること	
6	土地の形質の変更場所及び変更内容	<次の書類が添付されていること> 形質の変更を行った範囲を示した図面 区画形質の変更の内容について説明した書類	
7	土地の形質の変更を行った理由	正しく記載であること	
8	土壤の搬出の有無及び搬出先	正しく記載であること	
9	条例第59条第1項(条例第63条の2第1項)の規定による記録	特定有害物質又はダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査の記録が現行の状態を反映したものであることを確認し、添付していること。 ※条例第59条第3項の規定により既に提出済みの場合は、提出年月日が記載されていること。	
10	連絡先	正しく記載であること	

チェックシート7 (周知計画書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	周知の実施予定年月日	正しく記載であること	
6	周知の方法	正しく記載であること	
7	周知の対象	<次の事項を示した書類が添付されていること> 周知の対象範囲及び対象者の考え方を示した書類 (指針4(4)) ※周辺に住民等がない場合、都市計画図及び住宅地図等を用いて住民等がないことを明記していること。 周知の対象範囲を示した図	
8	周知の内容	<次の事項を示した書類が添付されていること> 周知に用いる文書、現場での掲示を予定する内容 (指針4(4))	
9	連絡先	正しく記載であること	

チェックシート8 (周知計画完了報告書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	正しく記載であること	
4	特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
5	周知計画の実施年月日	正しく記載であること	
6	周知の方法	「〇年〇月〇日付け提出済み周知計画書のとおり」のように明記であること	
7	周知の対象		
8	周知の内容		
9	周知対象者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答	周知対象者からの意見及び要望並びにそれらに対する対応等の記録が添付されていること。	
10	連絡先	正しく記載であること	

チェックシート9 (地下水への影響調査結果報告書)

	記載項目	チェック内容	チェック欄
1	代表者氏名	正しく記載であること	
2	(代理申請の場合)	代理人の職位及び氏名が記載されていること。 申請手続の委任を受けた旨の委任状が提出されていること。	
3	調査の対象となる土地の位置及び区域	正しく記載であること ※所在地又は地番を記載し、必要に応じて図面を添付	
4	調査事項及び調査結果	<次の事項を示した書類が添付されていること> 調査対象物質 調査方法 ※敷地の周縁の地下水等を調査する方法(指針2(15)イ)により調査を行った場合にあっては、調査地点の選定理由を含む。 調査結果 ※指針2(15)ア(ア)又は3(10)アによる深度方向調査の結果、帶水層に汚染が生じているおそれが認められないとして、地下水の採取を行わなかった場合は、その判断理由を含む。 調査者及び分析者の名称・所在地	
5	連絡先	正しく記載であること	

5 参考資料

5. 1 用語

	用語	内容
か 行	揮発性有機化合物 (VOC)	常温で揮発する有機化合物を指し、VOC (Volatile Organic Compounds) はその略称。揮発性有機化合物のうち、13 種類の物質について土壤環境基準が設定されている。なお、このうち 12 種類の物質は、土壤汚染対策法において第一種特定有害物質となっている。
	県条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号。）のこと。平成 10 年 4 月 1 日から施行した。前身は神奈川県公害防止条例（昭和 53 年 3 月 31 日条例第 1 号）である。
さ 行	重金属類	一般的に密度が 4 ~ 5 g/cm ³ 以上である金属を重金属という。このマニュアルで重金属類という場合は、土壤環境基準が設定されている重金属と、ほう素、ふつ素及びシアン（それぞれ化合物を含む）を含む 9 種類の物質を指す。なお、この 9 種類の物質は、土壤汚染対策法において第二種特定有害物質となっている。
	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号。水質汚濁や地下水汚染の未然防止のため、排出水の排出や有害物質を使用等する施設に関する基準を設けている。水質汚濁防止法第 2 条で定められている特定施設のうち、土壤汚染対策法で定める特定有害物質を使用等している施設を廃止した場合は、土壤汚染対策法第 3 条に基づく調査が必要となる。
た 行	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める物質群（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB)）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナー-PCB は十数種類ある。
	ダイオキシン類環境基準	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）」で定められている基準のこと。
	ダイオキシン類管理対象事業所	ダイオキシン類特定施設を設置している事業所あるいは過去に設置していた事業所。設置していた事業所とは、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成 12 年 1 月 15 日以降に施設を設置していたことがある事業所のことをいう。この場合の設置とは、ダイオキシン類対策特別措置法で届出が必要な状態をさす。なお、施設がまだその場所にあっても、ダイオキシン類対策特別措置法施行以前に施設の使用を廃止している場合は、施設の設置とはならないため、ダイオキシン類管理対象事業所とならない。
	ダイオキシン類管理対象地	ダイオキシン類管理対象事業所が設置されている土地。あるいは過去に設置されていた土地。ただし、ダイオキシン類管理対象地の規定が盛り込まれた改正条例の施行日である平成 16 年 10 月 1 日より前に、譲渡や返還されたものはダイオキシン類管理対象地とはならない。

	用語	内容
た 行	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号。ダイオキシン類に関する基準を設けている。条例では、ダイオキシン類対策特別措置法に定めるダイオキシン類特定施設を有する場合調査等の義務を課している。
	ダイオキシン類特定施設	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に定める特定施設。神奈川県内で最も設置数が多いのは、廃棄物焼却炉である。
	帶水層	地下水で飽和されている地層のこと。地表面から一番近い帶水層を第一帶水層ともいう。
	地下水環境基準	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）」のことで、28 物質について基準が設定されている。
	地下浸透禁止物質	地下に浸透することに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、県条例により定められた 28 物質。これらの物質は、地下に浸透する方法による排水の排出が原則として禁止されている。
	宙水	地下水の一種で、地下の一部に局所的に存在する地下水のこと。
	地歴調査	一般には、土壤調査を行ううえで必要な情報を把握するための資料収集等の調査をさすが、法的には、平成 22 年 4 月に施行された改正土壤汚染対策法施行規則第 3 条第 1 項で規定された調査のことを指す。 同法では、調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するためには有効な情報を把握するものとされ、可能な限り過去(1945 年頃を目処)に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集するものとされた。 なお、県条例に基づく土壤調査の際に行う資料等調査（「神奈川県土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針」2 (3) 等）は、特定有害物質使用事業所が設置された時期以降に限定されており、法に定める地歴調査より対象範囲が限定されている。
	特定有害物質	土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、県条例により定められた 26 物質。土壤汚染対策法により定められた特定有害物質と同じ物質である。
	特定有害物質使用事業所	特定有害物質を製造、使用、処理又は保管（以下「使用等」という。）している事業所あるいはしていた事業所。条例が定められた平成 10 年 4 月 1 日以降に特定有害物質として追加された物質に関しては、追加された日以降に使用等していた事業所が特定有害物質使用事業所となる。

	用語	内容
た 行	特定有害物質使用地	<p>特定有害物質使用事業所の敷地あるいは跡地。</p> <p>ただし、条例が施行された平成 10 年 4 月 1 日より前に、譲渡や返還されたものは特定有害物質使用地とはならない。</p> <p>また、条例が定められた平成 10 年 4 月 1 日以降に特定有害物質として追加された物質に関しては、追加された日以前に使用を廃止している場合は、特定有害物質使用地とはならない。</p>
	土壤汚染対策法	平成 14 年法律第 53 号。市街地の土壤汚染に関する調査及び措置等の既に発生した土壤汚染への対策を定めている。この法律で調査対象となっている物質は、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）12 種類、第二種特定有害物質（重金属類）9 種類、第三種特定有害物質（農薬等）5 種類の計 26 物質であり、これらはすべて条例の調査対象物質である。
	土壤ガス調査	「土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針」2(7)イに定める方法で、土壤中の気体を採取し、それに含まれる特定有害物質の量を測定する方法。揮発性有機化合物の調査に用いる。
	土壤環境基準	<p>「土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」のことで、29 物質について基準が設定されている。条例では、土壤汚染の評価基準はこの土壤環境基準（農用地に適用されるものは除く。）としている。</p> <p>このうち、カドミウムの米含有量に関する基準、銅の溶出量に関する基準及び砒素の含有量に関する基準は、農用地にのみ適用される。また、銅及び 1,4-ジオキサンは土壤汚染対策法の特定有害物質となっていない。</p> <p>ダイオキシン類に関する土壤環境基準は、平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号に定められている。</p>
	土壤含有量基準	<p>土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、土壤を人が直接摂取した場合の健康被害の観点から、重金属等（第二種特定有害物質）9 物質について基準が設定されている。</p> <p>含有量の測定方法は、土壤中に含まれる重金属等を強い酸やアルカリで分解し全量を測定する方法（全量分析）と、土壤中の重金属類等が体内で摂取される実態を考慮してより弱い酸で抽出して測定する方法（酸抽出法）が考えられるが、土壤含有量基準の評価の際には後者の方法（酸抽出法）が用いられている。</p> <p>なお、全量分析は、土壤汚染対策法では、土壤汚染が自然的原因によるものかどうかを判断する指標として用いられることがある。</p> <p>また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類を含む土壤の摂食や皮膚接触といった直接摂取による長期的な影響を考慮して土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準が設定されている。</p>

	用語	内容
た 行	土壤溶出量基準	<p>土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、土壤中の特定有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等した場合の健康被害の観点から、全ての特定有害物質について基準が設定されている。</p> <p>溶出量の測定方法は、土壤に 10 倍量の水を加えて十分に振り混ぜることにより水に溶出させ測定する方法が採られている。</p> <p>なお、ダイオキシン類については、溶出量に関する基準は定められていない。</p>
	土地区画形質の変更	<p>「土地の区画の変更」とは、従来の敷地の境界の変更を行うものという。</p> <p>「土地の形質の変更」とは、切土、盛土等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為をいう。</p> <p>都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）にも同様の記載があるが、条例における土地区画形質の変更は、都市計画法の規定とは異なる。詳細は、p29 を参照のこと。</p>
な 行	農用地土壤汚染防 止法	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）のこと。農用地について汚染の防止及び除去等についての対策を定めている。
	農用地土壤環境基 準	農用地土壤汚染防止法第 3 条に基づき、農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されたり、農用地における農作物等の生育が阻害されたりするおそれがあるとして、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令第 2 条第 1 項に定められている土壤に関する基準をいう。
	農薬等	<p>特定有害物質のうち、農薬であるシマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物及び電気絶縁体として過去に使用された PCB の 5 物質をいう。</p> <p>なお、この 5 種類の物質は、土壤汚染対策法において第三種特定有害物質とされている。</p>
は 行	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理についての全体的な体系を定めている。
	ボーリング調査	表面の土壤ではなく、深いところの土壤を調べる調査。Boring 調査。汚染が生じたおそれのある位置が地表面より深い位置にある場合や、地表面における調査で、より下層の土壤に汚染のおそれがある場合等に行う。
	pg-TEQ/g	土壤に含まれるダイオキシン類の含有量を示す単位。pg（ピコグラム）は、1 兆分の 1 グラム (10^{-12} g)。TEQ は、毒性等量（Toxic Equivalent）。

	用語	内容
ま 行	mg/L	土壤に含まれる特定有害物質の溶出量を示す単位。mg(ミリグラム)は千分の1グラム($10^{-3}g$)。土壤試料を前処理し、含まれる特定有害物質を水等で溶かしたその溶液1リットルに含まれる量のこと。
	mg/kg	土壤に含まれる特定有害物質の含有量を示す単位。土壤試料を前処理し、含まれる特定有害物質を溶剤で強制的に溶かした量を、もとの土壤1kg(乾燥重量)に含まれる量として換算したこと。
や 行	有害物質使用特定施設	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、土壤汚染対策法に定める特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設のこと。 なお、水質汚濁防止法で有害物質使用特定施設という場合は、窒素化合物を使用等する施設を含むが、土壤汚染対策法では、特定有害物質に限っているので、これを含まない。

5. 2 土壤汚染対策法と県生活環境の保全等に関する条例の比較

(1) 土壤の調査義務とそれに付随する規制の内容

対比する内容	土壤汚染対策法	県条例 (特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地 関係)
操業中の義務	特定有害物質の使用状況等の調査・記録に関する規定	○特定有害物質及びダイオキシン類特定施設に関する使用状況等に関する記録を作成し、保存しなければならない ○事業所の敷地の譲渡時等に上記記録等を相手方に交付しなければならない ○法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設又は特定有害物質使用事業所を廃止したとき、並びに同法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更をしようとするときは、上記記録の写しを土地所有者等に交付しなければならない
	土壤への有害物質の地下浸透防止措置に関する規定	○地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透は禁止 ○地下浸透禁止物質を製造等する施設は、地下浸透防止の構造としなければならない(一部物質については既存施設等に係る例外有り) ※他法令(水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など)により規制されている
土地の形質変更の届出義務	一定規模以上の土地の形質変更を行おうとするとき	特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地で土地の区画形質の変更を行おうとするとき(法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更並びに法第7条第1項第1号又は同法第11条第2項に規定する土地の形質の変更をしようとする場合を除く)
調査義務が発生する契機	①3条調査 ・有害物質使用特定施設を廃止したとき(事業場を廃止するまでの間、調査の猶予を受けることができる) ・調査の猶予地において900m ² 以上の土地の形質の変更をする(させる)とき ②4条調査 3,000m ² 以上(現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の土地にあっては900m ² 以上)の土地の形質変更を行う場合で、土壤汚染のおそれがあるため知事等が調査を命じたとき	①廃止時調査 特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするとき(土壤汚染状況調査(法第2条第2項)が行われた場合を除く) ②区画形質変更時調査 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質の変更を行おうとするとき(法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更並びに法第7条第1項第1号又は同法第11条第2項に規定する土地の形質の変更をしようとする場合を除く) →特定有害物質使用事業所等に該当するかどうかの判定はp8,9を参照

対比する内容	土壤汚染対策法	県条例 (特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地 関係)
	③ 5条調査 知事等が土壤汚染により健康被害が生ずおそれがあるとして調査を命じたとき	
調査対象範囲	<p>調査対象物質 カドミウムなど26物質(特定有害物質) (p5参照)及びダイオキシン類</p> <p>① 3条調査 ・H15.2.15以降に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地 ・調査の猶予地において900m²以上の土地の形質の変更をする(させる)とき にあっては当該形質の変更をする土地</p> <p>② 4条調査 3,000m²以上(現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の土地にあっては900m²以上)の土地の形質変更を行う土地であって、知事等が土壤汚染のおそれがあると認める土地</p> <p>③ 5条調査 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事等が認める土地 ※その他、自主調査により汚染が判明した土地について法第14条に基づき申請を行い、指定された場合、当該調査は、法に基づく調査としてみなされます。</p>	<p>カドミウムなど26物質(特定有害物質) (p5参照)及びダイオキシン類</p> <p>① 廃止時調査 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地</p> <p>② 区画形質変更時調査 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地であって、当該区画形質変更を行おうとする範囲※ ※その周辺の土地についても調査対象となる場合があります</p>
土壤汚染状況等の調査	<p>調査の実施主体 土地の所有者等(所有者、管理者又は占有者)</p> <p>調査実施機関 環境大臣等の指定を受けた機関(指定調査機関)に委託して調査実施</p> <p>調査方法 環境省令で規定</p> <p>助成制度 なし</p> <p>地下水への影響調査義務 なし</p> <p>自然由来汚染 対象とする</p>	<p>① 廃止時調査 特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所の設置者</p> <p>② 区画形質変更時調査 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質の変更を行う事業者</p> <p>規定なし(土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針(以下「指針」という。)で指定調査機関に委託して行うことが望ましい旨を規定)</p> <p>指針で規定</p> <p>(中小企業に対する低利融資制度)</p> <p>あり</p> <p>対象としない</p>
法令に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等	要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定・公示	廃止時調査又は土地の区画変更時の調査で汚染が判明した場合、HP等で公表

対比する内容		土壤汚染対策法	県条例 (特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地 関係)
土壤汚染の除去等の措置	措置が求められる要件	要措置区域に指定されたとき	規定なし(周辺地下水汚染等の環境汚染が発生した場合には、環境汚染の原因者に対して汚染の継続・拡大の防止等の措置義務が適用される)
	措置の実施主体	土地所有者等(汚染原因者が明らかで土地所有者等に異議がない場合は汚染原因者)	
	措置の内容	県知事等が指示した措置又はそれと同等以上の措置を実施(具体的な内容は環境省令で規定)	規定なし(自主的に措置を講ずる場合に従うことが望ましい内容については、指針に規定)
	助成制度	要措置区域内で汚染の除去等を行う者(汚染原因者を除く)に助成を行う地方公共団体に法第46条に基づく基金から助成	(中小企業に対する低利融資制度)
汚染された土地の区画形質変更時の規制	届出義務等	○要措置区域内の土地の形質変更は、指示措置に伴うもの等を除き原則禁止 ○形質変更時要届出区域内で土地の形質変更を行う場合は、14日前までに県知事等に届出し、環境省令の基準に従い形質変更を実施 ○要措置区域等から土壤を搬出する場合は、14日前までに県知事等に届出	○汚染が判明した特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地で土地の区画形質変更を行う場合は、事前に公害防止計画、周知計画を県知事等に提出(法第6条第1項及び法第11条第1項の規定により指定された区域内における土地の区画形質の変更については、周知計画書のみ提出(公害防止計画書の提出は不要)) ○予め周知計画に基づき周知を行った上で、公害防止計画に従って区画形質変更を実施
	形質変更に伴う汚染の拡散防止措置	環境省令で規定	指針で規定
	周辺への周知義務	法には定めがないが、県条例により義務付け	あり

(2) 搬出された汚染土壌の運搬・処理に関する規制の内容

対比する内容		土壌汚染対策法	県条例
運搬	適用範囲	要措置区域、形質変更時要届出区域から搬出された土壌にのみ適用	汚染があることが判明している土地から搬出された土壌のほか、汚染があることが判明している全ての土壌について適用
	規制内容	環境省令で、運搬基準の遵守義務、管理票の交付等の義務を規定	運搬に伴う公害を防止するための措置を努力義務として規定（条例第58条の4及び指針）
処理（区域外処理）	適用範囲	要措置区域、形質変更時要届出区域から搬出された土壌にのみ適用	汚染があることが判明している土地から搬出された土壌のほか、汚染があることが判明している全ての土壌について適用
	規制内容	①処理を行う場合は、汚染土壌処理業の許可が必要 ②処理に際しては、環境省令で定める処理基準の遵守義務が適用	①処理（埋立処理を除く）を行う場合は、指定事業所の許可が必要 ②その他、処理に伴う公害を防止するための措置を努力義務として規定（条例第58条の5及び指針） ③汚染土壌を用いた土地の造成や埋立行為は原則として禁止（条例第58条の3）

(3) その他、自主調査で汚染が判明した土地に関する規定

対比する内容		土壌汚染対策法	県条例
報告義務等	なし ただし、汚染が判明した土地の所有者等は、法第14条の規定に基づき当該土地の区域について要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することを申請できる（任意）		なし
汚染が判明した土地で土地の区画形質変更を行う場合の規定	なし ※要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合は、(1)の規制（調査に係るもの）を除くが適用される。	○予め周辺住民等に周知を行ったうえで、汚染された土壌に起因する公害が発生しない方法により区画形質変更を行うよう努めること（条例第58条第1項、第2項） ○汚染土壌の運搬又は処理を他者に委託する場合は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること（条例第58条第3項） ※具体的な方法・内容は、指針で規定	
土地を譲渡等する際の情報提供の規定	なし	汚染が判明した土地を譲渡、貸与、返還しようとするときは、その相手方に対し、土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めること（条例第58条の2）	

5. 3 神奈川県における土壤・地下水汚染に関する法・条例等の制定経緯

- 昭和 45 年 12 月 農用地土壤汚染防止法公布
- 昭和 46 年 6 月 農用地土壤環境基準政令
- 昭和 46 年 3 月 神奈川県公害防止条例に汚水の地下浸透禁止規制導入（神奈川県）
- 平成 元年 6 月 水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透制限規制の導入
トリクロロエチレン等による地下水汚染が顕在化
- 平成 3 年 3 月 有機塩素系溶剤排出防止マニュアル制定（神奈川県）
- 平成 3 年 8 月 公害対策基本法に基づく土壤環境基準項目（10 項目）制定（環境庁告示）
- 平成 4 年 10 月 神奈川県地下水汚染防止対策指導指針制定（神奈川県）
- 平成 5 年 3 月 地下水汚染防止対策指導マニュアル（行政職員用）制定（神奈川県）
- 平成 5 年 11 月 環境基本法公布（公害対策基本法廃止）
- 平成 6 年 2 月 環境基本法に基づく土壤環境基準項目（15 項目）追加（環境庁告示）
- 平成 6 年 3 月 地下水汚染防止対策マニュアル制定（神奈川県）
- 平成 6 年 11 月 重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物に係る土壤汚染・地下水汚染調査・対策暫定指針（環境庁通知）
- 平成 7 年 10 月 水質汚濁防止法に基づく地下水汚染浄化命令措置の導入
- 平成 9 年 3 月 環境基本法に基づく地下水環境基準項目（23 項目）制定（環境庁告示）
- 平成 9 年 10 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（土壤汚染対策規定導入）公布
・特定有害物質使用事業所の廃止時及び特定有害物質使用地の土地の区画形質変更時の土壤調査等の規定を追加
・地下水の水質の浄化対策に係る規定の追加（地下水汚染の原因者に対する浄化対策の義務付け等）
- 平成 10 年 4 月 同条例施行、土壤・地下水汚染対策指導マニュアル・技術マニュアル制定
- 平成 11 年 2 月 環境基本法に基づく地下水環境基準項目（3 項目）の追加（環境庁告示）
- 平成 11 年 12 月 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤環境基準設定（環境庁告示）
- 平成 13 年 3 月 環境基本法に基づく土壤環境基準項目（2 項目）追加（環境省告示）
- 平成 14 年 3 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正（7 月施行）
・調査対象物質に、ほう素及びその化合物とふつ素及びその化合物を追加
- 平成 14 年 5 月 土壤汚染対策法公布（環境省）
- 平成 15 年 2 月 土壤汚染対策法施行（環境省）
- 平成 16 年 3 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例改正
・調査対象物質からフェノール類を除外
・土壤汚染対策法に基づく調査が行われた物質について調査対象から除外する規定を追加
・ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時及びダイオキシン類管理対象地の土地の区画形質変更時の土壤調査等の規定を追加
・廃止時の調査で汚染が判明した場合の公表規定の追加
・区画形質変更時調査で汚染があった場合の周知義務規定を追加
・地下水汚染に対する措置義務の規定を環境汚染として規定しなおし
・地下水の水質の浄化対策に係る規定を環境汚染発生時の措置として規定し直し

- 平成 17 年 11 月 神奈川県土壤汚染対策マニュアル第 1 編(総論) 制定
- 平成 19 年 9 月 神奈川県土壤汚染対策マニュアル第 2 編(事業所設置時、操業時における土壤汚染対策)、第 3 編(手続き)、第 4 編(土壤汚染調査) 制定
- 平成 20 年 8 月 神奈川県土壤汚染対策マニュアル第 5 編(公害防止措置・情報管理)、第 6 編(よくある質問) 制定
- 平成 22 年 4 月 土壤汚染対策法の改正 (環境省)
- 3,000 m²以上の土地の形質変更に係る調査命令の規定の追加
 - 「指定区域」を「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」の 2 種類に変更
 - 自主的な調査で汚染が判明した土地に係る任意の申請制度(14 条申請)の追加
 - 汚染土壤の運搬に係る基準、汚染土壤処理業許可制度の追加
 - 300 m²未満のクリーニング店等に係る 3 条調査義務の除外規定の廃止
 - 自然由来の土壤汚染を法の対象に追加
- 平成 23 年 7 月 土壤汚染対策法施行規則の改正 (環境省)
- 自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の追加
- 平成 24 年 10 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(改正施行)
- 地下浸透禁止の対象物質を「地下浸透禁止物質」として規定し、1,4-ジオキサン、trans-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーを対象物質に追加
 - 特定有害物質から「アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物」六価クロム化合物以外の「クロム及びその化合物」を除外
 - 土壤の汚染状態に係る基準に含有量基準を追加
 - 汚染土壤による土地の埋立て・造成行為の禁止規定を追加
 - 自主調査で汚染が判明した土地、汚染土壤の取扱い等に係る努力義務規定の追加
 - 土壤調査の具体的な方法を、指針で定めるものと変更
 - 土壤汚染対策法の改正に伴い、同法に基づく調査が行われた物質について調査対象から除外する規定を再整理
 - 土地の区画変更時の調査で汚染が判明した場合の公表規定の追加
 - 土壤汚染対策法の調査で汚染が判明した土地への地下水への影響調査義務規定の追加
- 特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講すべき措置に関する指針 制定
- 汚染のおそれの区分の方法を土壤汚染対策法に準じて規定
 - 調査の一部省略規定を導入(DXN 類を除く)
 - DXN 類の簡易測定法を導入
 - 公害防止計画の内容、周知の方法を規定
 - 汚染土壤の運搬、処理において配慮すべき事項を規定
- 神奈川県土壤汚染対策マニュアル（第 1 編～第 6 編） 廃止
- 平成 26 年 8 月 土壤汚染対策法施行規則の改正 (環境省)
- 1,1-ジクロロエチレンの土壤溶出量基準等の緩和
- 平成 26 年 11 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正(12 月施行)
- 1,1-ジクロロエチレンに係る土壤の汚染状態の基準を緩和

- 平成 26 年 1 月 特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため講すべき措置に関する指針改正
- ・1,1-ジクロロエチレンに係る第二溶出量基準及び地下水質基準を緩和
- 平成 28 年 3 月 土壤汚染対策法施行令及び施行規則の改正（環境省）
- ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
 - ・クロロエチレンの土壤溶出量基準等の設定
- 平成 29 年 2 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正（4 月施行）
- ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
 - ・クロロエチレンに係る土壤の汚染状態の基準を設定
- 特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため講すべき措置に関する指針改正（4 月施行）
- ・クロロエチレンに係る第二溶出量基準及び地下水質基準を設定
- 平成 29 年 5 月 土壤汚染対策法の改正（環境省・平成 30 年 4 月第 1 段階施行）
- ・土地の形質変更の届出に伴う調査手続の迅速化（第 4 条関係）
 - ・調製及び保管すべき台帳の見直し（第 15 条関係）
 - ・汚染処理業の許可基準及び承継規定（第 22・25 条、第 27 条の 2~4 関係）
 - ・指定調査機関に係る変更手続の迅速化（第 35 条関係）
 - ・土壤汚染に関する情報の収集等の項目の追加（第 61 条関係）
 - ・有害物質使用特定施設の設置者による土壤汚染状況調査への協力（第 61 条の 2 関係）
- 平成 29 年 5 月 土壤汚染対策法の改正（環境省・平成 31 年 4 月第全面施行）
- ・土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（第 3 条関係）
 - ・汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等（第 7 条関係）
 - ・形質変更時要届出区域における届出に関する要件緩和（第 12 条関係）
 - ・汚染土壤の要措置区域外等への搬出の委託に関する要件緩和（第 18 条関係）
- 平成 30 年 9 月 土壤汚染対策法施行令の改正（環境省・4 月施行）
- ・シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレンに改正
- 平成 31 年 1 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正（4 月施行）
- ・シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレンに改正
- 特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため講るべき措置に関する指針改正（4 月施行）
- ・シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレンに改正
- 平成 31 年 3 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び施行規則の改正（4 月施行）
- ・法指定区域間の汚染土壤の移動に伴う土地の形質の変更として行われる埋立て等を汚染土壤による埋立て等の禁止等の対象から除外するほか、規定を整備
- 令和 2 年 7 月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び施行規則の改正（10 月施行）
- ・特定有害物質の規定方法を変更
 - ・法に基づき管理される土地（借り受けた特定有害物質使用地）の形質変更時等における特定

有害物質の使用状況等の記録の写しの交付規定を追加

- ・法に基づき管理される土地の調査及び形質変更に係る条例による届出を不要化
- ・区画形質変更時の届出不要要件を規則に規定
- ・区画形質変更時の調査不要要件を変更
- ・周知計画の作成義務者について臨海部特例区域の形質変更をする事業者を除外

令和 2年 10月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び施行規則の改正(4月施行)

- ・カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準の強化

令和 7年 4月 神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び施行規則の改正(4月施行)

- ・起点の設定方法の追加
- ・試料採取等対象区画の対象としないことができる単位区画の追加
- ・第一種特定有害物質の深度方向における分解生成物等の追加

5. 4 ダイオキシン類特定施設の一覧 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条)

施設の種類	規模等
(大1) 焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
(大2) 製鋼の用に供する電気炉(鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
(大3) 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
(大4) アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
(大5) 廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの
(水1) 硫酸塩バルブ(ケラフバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
(水2) カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
(水3) 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水4) アルカイック繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水5) 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水6) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する2塩化エチレン洗浄施設	
(水7) カプロラクタムの製造(塩化ニトロルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水8) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
(水9) 4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水10) 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
(水11) 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジイソロイド[3,2-b-3',2'-m]トリフェノンオキサン(別名ジオキサンハイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンハイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサンハイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
(水12) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
(水13) 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
(水14) 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水15) 前述の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち右に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの	(イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
(水16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
(水17) フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	(イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
(水18) 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
(水19)(水1)から(水17)までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水((水1)から(水17)までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設((水18)に掲げるものを除く。)	

5. 5 生活環境の保全等に関する条例・施行規則(土壤関係抜粋)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>第7章 土壤、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (土地の区画形質の変更に伴う公害の防止) 第58条 土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土地の土壤の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定有害物質又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壤が存在する土地(当該土壤が存在するおそれがあると認められる土地を含む。)として規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)において土地の区画形質の変更(当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更に起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならない。</p> <p>3 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、前項の規則で定める基準に適合していない土壤として規則で定める土壤(以下「汚染土壤」という。)の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (汚染された土地に係る情報の提供)</p> <p>第58条の2 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者(次条第2項において「土地所有者等」という。)は、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならぬ。</p>	<p>第6章 土壤、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (土壤の汚染状態の基準) 第48条の4 条例第58条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第12の2のとおりとする。 (汚染された土地) 第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が前条に規定する基準に適合していないと認められた土壤が存在する土地とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第59条第3項本文(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)又は条例第60条第2項(条例第63条の3において準用する場合を含む。)の規定による調査 (2) 土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査(同法第14条第3項の規定により土壤状況調査とみなされる調査を含む。) (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条の6の指針に定められた調査の方法と同等以上 の方法により行った調査 (汚染土壤) 第48条の6 条例第58条第3項に規定する規則で定める土壤(以下「汚染土壤」という。)は、次に掲げる土壤とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 汚染された土地の土壤(条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していると認められた土壤(以下この条において「汚染されていない土壤」という。)を除く。) (2) 汚染された土地から搬出された土壤(汚染されていない土壤を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壤 (汚染土壤による埋立て等)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ばならない。 (汚染土壤による埋立て等の禁止等)	第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。
第58条の3 何人も、汚染土壤を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等にあっては、この限りでない。	(1) 汚染土壤の処理のため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の埋立て又は盛土
(1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等	(2) 汚染土壤の処理のため指定事業所(条例別表の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)において行う汚染土壤の一時的な堆積
(2) 土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等	(3) 汚染土壤の積替えのため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壤の一時的な堆積
(3) 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設において行う埋立て等	(4) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地を含む一連の敷地内で行う汚染土壤の一時的な堆積
(4) 汚染土壤の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壤の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であつて規則で定めるもの	(5) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地内で行う汚染土壤の埋め戻し
2 土地所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。 (汚染土壤の運搬に伴う公害の防止)	
第58条の4 汚染土壤を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。	
(1) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。	
(2) 汚染土壤とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壤とその他の物を混合してはならないこと。	
(3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壤を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること(当該汚染土壤を一の施設において処理する場合を除く。)。 (汚染土壤の処理に伴う公害の防止)	

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>第 58 条の5 汚染土壤の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>(1) 処理する汚染土壤の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。</p> <p>(2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 処理した汚染土壤を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壤が第 58 条第 2 項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壤の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。</p> <p>(4) 汚染土壤の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。</p> <p>(土壤汚染の調査及び講すべき措置に関する指針)</p>	
<p>第 58 条の 6 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講すべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>第 2 節 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第 59 条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならぬ。</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地（特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業</p>	<p>第 1 節の 2 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第 49 条 条例第 59 条第 1 項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 条例第 59 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要</p> <p>(2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要</p> <p>(3) 過去の事業活動の概要</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。)に關し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。</p> <p>(2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。</p> <p>(3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者(次号並びに第62条第2項第3号及び第4号において「特定有害物質使用地所有者等」という。)に記録の写しを交付すること。</p> <p>(4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</p> <p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壤汚染</p>	<p>(4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況</p> <p>(5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量</p> <p>(6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路</p> <p>(7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他廃棄物処理施設の概要及び場所</p> <p>(8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量</p> <p>(9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所</p> <p>(10) 地形、地質等の概要</p> <p>(11) その他知事が特に必要と認める事項</p>
	<p>(特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等)</p> <p>第50条 条例第59条第3項本文の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。</p> <p>(2) 土壤その他の試料の採取及び測定を行うこと。</p> <p>(3) その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>状況調査（土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壤汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査及び報告をすることを要しない。</p> <p>4 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規定で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規定で定める事項を公表するものとする。</p> <p>（特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等）</p> <p>第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>（1）土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更</p>	<p>2 条例第59条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 廃止しようとする特定有害物質使用事業所の名称及び所在地 (3) 廃止の理由 (4) 特定有害物質使用事業所の移転に伴い廃止しようとする場合にあっては、移転後の所在地及び連絡先 (5) 廃止しようとする年月日 (6) 条例第59条第1項の規定による記録 <p>3 条例第59条第3項本文の規定による報告は、特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>4 条例第59条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の所在 (2) 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の概況 (3) 土壤の汚染の状況及び特定有害物質の名称 (4) 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称 <p>5 条例第59条第4項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p>（土地の区画形質の変更の届出）</p> <p>第51条 条例第60条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定有害物質使用地の位置及び区域 (3) 特定有害物質使用地に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所の名称 (4) 土地の区画形質の変更後の特定有害物質使用地の利用の計画 (5) 条例第59条第1項の規定による記録（同

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(2) 土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更 (3) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更 (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	条第3項の規定による報告により、当該記録の報告がなされている場合を除く。) 2 条例第60条第1項の規定による届出は、土地区画形質変更等届出書（第23号様式）により行うものとする。 (届出を要しない土地の形質の変更)
2 前項の届出を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であって、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、第58条の6の指針に基づき、規則で定めるところにより、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、前条第3項ただし書きの規定は、この項の規定による調査について準用する。	第51条の2 条例第60条第1項第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次のいずれにも該当する変更とする。 (1) 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。 (2) 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。 (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であること。 (公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)
3 知事は、前項の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。	第51条の3 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。 (1) 汚染土壤が存在するおそれないと認められる土地（特定有害物質による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）における土地の形質の変更 (2) 前号に掲げる土地以外の土地における土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に第2条の2第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質による汚染のおそれないと認められること。 イ 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。 ウ 土壤を掘削する深さまで帶水層が存在しないと認められること。 エ 掘削した土壤の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
4 第2項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないことを確認したときは、第58条の6の指針に基づき、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画（以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地について、土壤汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合に	(土壌調査) 第52条 条例第60条第2項の規定による調査は、

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>あつては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しない。</p> <p>5 前項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者は、当該特定有害物質使用地公害防止計画を誠実に実施し、当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地（前条第3項本文又はこの条第2項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(周知計画の提出)</p> <p>第60条の2 土地の区画形質の変更を行う事業者のうち規則で定める者は、第58条の6の指針に基づき、規則で定めるところにより土地の区画形質の変更の周知計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を知事に提出しなけれ</p>	<p>第50条第1項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 条例第60条第2項の規定による報告は、土壤調査報告書（第24号様式）により行うものとする。 (特定有害物質使用地の所在等の公表)</p> <p>第53条 条例第60条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の所在</p> <p>(2) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の概況</p> <p>(3) 土壤の汚染の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>(4) 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>2 第50条第5項の規定は、条例第60条第3項の規定による公表について準用する。 (公害防止計画書)</p> <p>第54条 条例第60条第4項に規定する計画は、公害防止計画書（第25号様式）により作成するものとする。 (公害防止計画完了報告書)</p> <p>第55条 条例第60条第5項の規定による報告は、公害防止計画完了報告書（第26号様式）により行うものとする。 (非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)</p> <p>第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書（第27号様式）により行うものとする。 (周知計画の作成)</p> <p>第55条の3 条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、条例第60条第4項の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者（同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行うものを除く。）とする。</p> <p>2 条例第60条の2第1項に規定する土地の区</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ばならない。	画形質の変更の周知計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
3 第1項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を誠実に実施し、当該周知計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定有害物質使用地の位置及び区域 (3) 特定有害物質使用地に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所の名称 (4) 周知の予定年月日 (5) 周知の方法 (6) 周知の対象 (7) 周知に係る公害防止計画の概要
	3 条例第60条の2第2項に規定する計画は、周知計画書（第28号様式）により作成するものとする。
	4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、周知計画完了報告書（第29号様式）により行うものとする。
(特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等)	
第61条 知事は、第60条第2項の規定による調査の実施、同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の作成、同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の実施、前条第1項の規定による周知計画の作成及び同条第3項の規定による周知計画の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。	
(土壤調査結果記録等の管理)	
第62条 第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査を実施した者又は同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した者は、記録を作成し、保存しておかなければならない。	
2 前項に規定する者は、前項の記録を作成した特定有害物質使用地に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより当該記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、	

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>同様とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。</p> <p>(2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。</p> <p>(3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第 60 条第 1 項第 1 号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</p> <p>(4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。</p> <p>(土壤汚染による地下水への影響の調査)</p> <p>第 62 条の 2 第 59 条第 3 項本文若しくは第 60 条第 2 項の規定による調査(以下この条において「条例調査」という。)又は土壤汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壤汚染状況調査を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第 58 条第 2 項の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壤汚染状況調査をさせた者は、第 58 条の 6 の指針に基づき、当該土壤の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合)</p> <p>第63条 特定有害物質使用地において、土地の区画 形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規</p>	<p>(土壤汚染による地下水への影響の調査)</p> <p>第 55 条の 4 条例第 62 条の 2 に規定する規則で定める事項は、別表第 12 の 2 に定める基準とする。</p> <p>2 条例第 62 条の 2 の規定による報告は、地下水への影響調査結果報告書(第 30 号様式)により行うものとする。この場合において、当該報告が条例第 59 条第 3 項本文又は条例第 60 条第 2 項の規定による調査に伴って行われた地下水への影響の調査の結果に係るものにあっては、特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書又は土壤調査報告書に当該地下水への影響の調査の結果を添付して行うことができる。</p> <p>(特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合)</p> <p>第 56 条 条例第 63 条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用地における土壤の無害化処理が完了した場合</p> <p>(2) 特定有害物質使用地における汚染された土壤を敷地外に持ち出す方法による処理が</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>則で定める場合は、第 59 条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(ダイオキシン類に係る記録の管理等)</p> <p>第 63 条の 2 ダイオキシン類対策特別措置法 第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならぬ。</p> <p>2 第 59 条（第 1 項、第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 3 項ただし書を除く。以下この項において同じ。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、同条中「特定有害物質使用事業所」とあるのは「ダイオキシン類管理対象事業所」と、「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類による」と読み替えるものとする。</p>	<p>完了した場合</p> <p>(3) その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合</p> <p>(ダイオキシン類特定施設の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第 56 条の 2 条例第 63 条の 2 第 1 項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 条例第 63 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の造成の状況の概要 (3) 過去の事業活動の概要 (4) ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（以下「ダイオキシン類特定施設」という。）の種類、使用時間、使用期間及び使用状況 (5) ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく測定結果 (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所 (9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (10) ダイオキシン類特定施設撤去時においてダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所 (11) 地形、地質等の概要 (12) その他知事が特に必要と認める事項 <p>(ダイオキシン類管理対象事業所等への準用)</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	<p>第 56 条の 3 第 50 条第 1 項から第 3 項までの規定は条例第 63 条の 2 第 2 項において準用する条例第 59 条第 3 項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第 50 条第 4 項及び第 5 項の規定は条例第 63 条の 2 第 2 項において準用する条例第 59 条第 4 項の規定による規則で定める事項及び公表について、第 51 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 1 項の規定による規則で定める事項及び届出について、第 51 条の 2 の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 1 項第 4 号の規定による規則で定める土地の形質の変更について、第 51 条の 3 (第 2 号アを除く。) の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 2 項の規定による規則で定めるものについて、第 52 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 2 項の規定による調査及び報告について、第 53 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 3 項の規定による規則で定める事項及び公表について、第 54 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 4 項の規定による計画について、第 55 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 5 項の規定による報告について、第 55 条の 2 の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条第 6 項の規定による届出について、第 55 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条の 2 第 1 項の規定による規則で定める者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第 55 条の 3 第 3 項の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条の 2 第 2 項の規定による計画について、第 55 条の 3 第 4 項の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 60 条の 2 第 3 項の規定による報告について、第 55 条の 4 第 2 項の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 62 条の 2 の規定による報告について、第 56 条の規定は条例第 63 条の 3 において準用する条例第 63 条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則		
	第 50 条第 1 項第 1 号	前条第 2 項	第 56 条の 2 第 2 項
	第 50 条第 2 項第 6 号	第 59 条第 1 項	第 63 条の 2 第 1 項
	第 50 条第 4 項第 3 号及び第 4 号	状況及び特定有害物質の名称	状況
	第 51 条第 1 項第 5 号	第 59 条第 1 項 同条第 3 項	第 63 条の 2 第 1 項 同条第 2 項において準用する条例第 59 条第 3 項
	第 51 条の 2	次の	土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地（ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第 58 条の 6 の規定による指針に定めるものをいう。）において行う次の
	第 51 条の 3 第 1 号	汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による）	土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による）
	第 53 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	状況及び特定有害物質の名称	状況
	第 55 条の 3 第 1 項	特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者	ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	<p>及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者（同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行う者を除く。）した事業者</p>
<p>(準用)</p> <p>第63条の3 第60条から第63条までの規定（第60条第1項第1号及び第2号、同条第4項ただし書並びに第62条第2項第3号及び第4号を除く。）は、ダイオキシン類管理対象地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類による」と、「特定有害物質使用地公害防止計画」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地公害防止計画」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第3節 環境汚染発生時等の措置 (事故時等の措置)</p> <p>第113条 事業者は、事業所において生じた事故又は自動車の事故に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出し、又は発生することによって、公害が生じ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事が指定する機関及び関係市町村長（次項において「通報受理機関」という。）に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況</p>	<p>(事故時における物質の指定等)</p> <p>第92条 条例第113条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第16の2に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例第113条第1項の規定により知事が指定する機関は、各地域県政総合センター環境部とする。</p> <p>3 条例第113条第2項の規定による報告は、事故時等応急措置等報告書（第48号様式の2）により行うものとする。</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>及びとった措置の概要を通報受理機関に報告しなければならない。</p> <p>第 113 条の 2 知事は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>(環境汚染を確認した場合の知事の措置)</p> <p>第 113 条の 3 知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、人の健康を損ない又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすことにより環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染（以下この節において「環境汚染」という。）を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。</p>	<p>(事故時等応急措置等完了報告書)</p> <p>第 93 条 条例第 113 条の 2 第 2 項の規定による報告は、事故時等応急措置等完了報告書（第 49 号様式）により行うものとする。</p>
<p>(知事の調査への協力)</p> <p>第 113 条の 4 知事は、環境汚染があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最少限度の規模に限り、他人の所有し、又は管理する土地において、大気、水質、土壤等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し協力を求めることができる。</p> <p>(土地の所有者等による調査)</p> <p>第 113 条の 5 知事は、環境汚染の原因の調査</p>	<p>(環境汚染に係る物質の指定)</p> <p>第 93 条の 2 条例第 113 条の 3 に規定する規則で定める物質（以下「環境汚染原因物質」という。）は、別表第 17 の 1 の(1)の表の左欄、(2)の表の左欄及び(3)の表の左欄並びに別表第 17 の 2 の表の物質の欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例第 113 条の 3 に規定する規則で定める基準値は、別表第 17 の 1 の(1)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第 17 の 1 の(2)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第 17 の 1 の(3)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第 17 の 2 の表の物質の欄に掲げる物質にあっては、媒体の欄に掲げる媒体ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定された同表の基準値の欄に掲げる値とする。</p>
	<p>(環境汚染の状況確認に係る調査)</p> <p>第 93 条の 3 条例第 113 条の 5 第 1 項に規定す</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>に必要な限度において、周囲の土地利用等の状況及び地下水の汚染状況等を勘案し、環境汚染の原因である可能性があると認められる土地の所有者又は管理者その他規則で定める者に対し、当該環境汚染の原因である可能性があると認められる土地又は施設に関して、当該環境汚染の原因物質の調査その他の環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導することができる。</p> <p>2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>る規則で定める者は、同項に規定する環境汚染の原因である可能性があると認められる土地において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行っている者又は過去においてこれらの作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。</p> <p>2 知事は、条例第 113 条の 5 第 1 項の規定により土地の所有者等に環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導するに当たり、土地の所有者等が環境汚染の原因の調査に必要な限度において効率的に調査が実施できるよう、技術的指導を行うものとする。</p> <p>3 条例第 113 条の 5 第 2 項の規定による報告は、環境汚染原因調査報告書（第 50 号様式）により行うものとする。</p>
<p>（環境汚染の改善に係る指導等）</p> <p>第 113 条の 6 環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者。以下の条において「環境汚染原因者」という。）は、環境汚染を改善するための計画（以下「環境汚染対策計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による環境汚染対策計画を作成した者は、環境汚染対策計画を誠実に実施し、環境汚染対策計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、環境汚染対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>4 知事は、環境保全上重大な支障が生じるおそれがあるものとして規則で定める場合であって、環境汚染原因者を確知できないとき又は環境汚染原因者の所在を確知できないときは、前 3 項の規定にかかわらず、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し、環境汚染対策計画を作成し、当該環境汚染対策計画を誠実に実施するよう指導及び助言を</p>	<p>（環境汚染の改善に係る指導等）</p> <p>第 93 条の 4 条例第 113 条の 6 第 1 項に規定する規則で定める者は、環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者及び条例第 58 条の 3 の規定に違反して当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質に係る条例第 58 条第 2 項に規定する規則で定める基準（別表第 12 の 2 の 2 に掲げる基準を除く。）に適合しない汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。</p> <p>2 条例第 113 条の 6 第 1 項の規定による報告は、環境汚染対策計画報告書（第 51 号様式）により行うものとする。</p> <p>3 条例第 113 条の 6 第 2 項の規定による報告は、環境汚染対策完了報告書（第 52 号様式）により行うものとする。</p> <p>4 条例第 113 条の 6 第 4 項に規定する規則で定める場合は、環境汚染原因地から環境汚染原因物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
<p>行うものとする。</p> <p>5 知事は、第1項に規定する者が環境汚染対策計画を作成していないと認める場合又は環境汚染対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、当該環境汚染に係る環境の保全上の支障等を勘案し、期限を定めて、環境汚染対策計画の作成又は環境汚染対策計画の誠実な実施を勧告することができる。 (地下水の水質の浄化に係る命令等)</p> <p>第113条の7 知事は、環境汚染が地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁であって、前条第5項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る環境汚染原因地から地下浸透禁止物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者が地下水の汚濁の原因であることが認められた土地（以下この項において「地下水汚濁原因地」という。）を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地の管理者は、前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p>	<p>(地下水の水質の浄化に係る命令)</p> <p>第93条の5 条例第113条の7第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第18の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超ないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。</p> <p>(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。）井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口</p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	<p>号) 第 40 条第 1 項に規定する神奈川県地域防災計画又は市町村の防災に係る計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>(4) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「環境庁告示第 59 号」という。) (地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。) が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>2 淨化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法(平成 8 年環境庁告示第 55 号。以下「環境庁告示第 55 号」という。)により測定した場合における測定値によるものとする。</p>

5. 6 その他、参考資料

○ 環境省 ホームページ （水・土壤関係）

<http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

※土壤汚染対策法、政省令、告示、施行通知、Q & A、ガイドライン等が掲載されています。また、指定調査機関、法の許可を受けた汚染土壤処理業者の一覧も掲載されています。

○ 公益財団法人日本環境協会 ホームページ

<http://www.jeas.or.jp/dojo/index.html>

※土壤汚染対策法に基づく指定支援法人として、土壤汚染対策法に基づき実施する土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置（対策）について、これを実施する土地の所有者等や汚染原因者の方々からの質問等を受けています。

※次のような参考資料がダウンロードできます。

- ・「土壤汚染対策法のしくみ」
- ・「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」
- ・「搬出汚染土壤の管理票のしくみ」
- ・「事業者が行う土壤汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」

○ 一般社団法人土壤環境センター ホームページ

<http://www.gepc.or.jp/>

※定期的にセミナーや講習会を開催しています。

※汚染土壤の管理票（マニフェスト）や参考図書の販売を行っています。

○ 神奈川県 ホームページ 「かながわの土壤汚染対策」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dojyou/osentaisaku.html>

※土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」及び県条例に基づき土壤汚染があることが公表されている土地の一覧が掲載されています。

※本冊子を含め、県条例（土壤関係）に関する参考資料がダウンロードできます。